

雲仙市教育振興基本計画

第3期〈令和8年度～令和12年度〉



令和8年4月

雲仙市教育委員会



雲仙市教育方針

雲仙市教育委員会は、広く市民の理解、協力、参画のもとに、「明日を担う人づくりと誇りあるふるさとづくり」を推進する。

このため、人間尊重の精神を基調として、生涯を通じて学び、郷土を愛し、郷土の自然・歴史・文化に誇りを持ち、国際社会に貢献できる調和のとれた個性豊かな人間の育成を図る。

特に、教育に携わる者は、その使命感に徹し、自らの識見を高めるとともに、深い教育愛とすぐれた指導力を身につけ、相和して本市教育の充実発展に努める。

雲仙市教育努力目標

- ふれあい、学びあい、認めあう生涯学習の推進
- 豊かな心と自ら学ぶ力をはぐくむ学校教育の実現
- 明るい社会をつくる人権・同和教育の推進
- 夢と希望をもち、たくましさ・やさしさを身につけた青少年の育成
- 郷土の豊かさをはぐくむ芸術・文化の振興
- 健康で明るく、たくましい心とからだをはぐくむ生涯スポーツの振興
- 国際性豊かな人づくりの推進

雲仙市教育のキーワード

やさしさに満ちた教育【人・地域・環境】

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	2

第2章 雲仙市の教育を取り巻く状況

1 雲仙市の人口、児童・生徒数等の状況	3
（1）雲仙市の人口、世帯数の推移	3
（2）雲仙市の児童・生徒数の推移	4
2 雲仙市の教育施設の状況	5
（1）学校施設	5
（2）給食センター	6
（3）社会教育施設	7
（4）社会体育施設	8

第3章 第3期計画の施策の方針、主要施策体系図

1 第3期計画の施策の方針	9
2 第2期雲仙市教育大綱	9
3 主要施策体系図	11

第4章 第3期計画の主要施策

1 子どもたちの多様な個性を尊重し、学びと成長を豊かにする教育	12
2 生涯にわたって学び活躍できる環境づくり	24
3 歴史を守りながら、芸術・文化の香りが漂うまちづくり	32
4 運動やスポーツに親しむことができる環境づくり	37

第5章 計画の着実な推進に向けて

1 計画の進捗管理	42
2 計画の見直し	42

参考資料

用語解説（本文中、右上に「※」を付した用語について解説）	43
雲仙市家庭教育7か条	48
雲仙市教育振興基本計画検討委員会委員	49

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

雲仙市教育委員会では、市の教育方針である「明日を担う人づくりと誇りあるふるさとづくり」を推進するため、平成28年4月に「雲仙市教育振興基本計画〈平成28年度～平成32年度〉」、令和3年4月に「雲仙市教育振興基本計画第2期〈令和3年度～令和7年度〉（以下「第2期計画」という。）」を策定し、それぞれの目標の達成に向け努めてまいりました。また、令和7年3月には、心の根底に息づく「やさしさ」をキーワードとした本市の教育に関する総合的な施策の方針である「第2期雲仙市教育大綱（令和7年度～令和11年度）」を策定し、市長部局と教育委員会が協力しながら本市教育行政の振興に取り組んでいます。

国においては、教育基本法第17条に基づき令和5年度から令和9年度までを計画期間とした「第4期教育振興基本計画」を策定し、「持続可能な社会[※]の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイング[※]の向上」の2つのコンセプトをもとに基本的な方針を掲げ、教育政策を推進しています。

このような中、雲仙市教育委員会においては、第2期計画の策定から5年が経過し、計画期間が満了することから、令和8年度を初年度とする「雲仙市教育振興基本計画 第3期〈令和8年度～令和12年度〉」（以下「第3期計画」という。）を新たに策定するものです。

第3期計画では、教育を取り巻く社会の動向や第2期計画の成果と課題などを踏まえるとともに、国の第4期教育振興基本計画を参酌しながら、「第2期雲仙市教育大綱」に定めた方針を具現化するため、令和8年度からの5年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにし、本市教育の一層の推進を図る所存です。

2 計画の位置付け

- 本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく教育振興基本計画として、令和5年6月に策定された国の第4期教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)を参酌しつつ、本市教育の振興を図るために定める基本的な計画です。
- 本市の市政運営の指針である「雲仙市総合計画」及び「雲仙市教育大綱」を踏まえた、教育行政振興の基本となる計画です。
- この計画の範囲は、本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。

3 計画期間

- 令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間です。
- 計画期間中であっても、法改正などにより大幅な変更を必要とする事象が生じた場合は、見直しを行います。

第2章 雲仙市の教育を取り巻く状況

1 雲仙市の人口、児童・生徒数等の状況

(1) 雲仙市の人口、世帯数の推移

本市の人口は、令和2年国勢調査で41,096人と、平成17年の合併当時と比較すると8,902人(17.8%)減少しました。また1世帯当たりの平均世帯人員は、2.71人と、昭和30年(5.38人/世帯)に比べ概ね半減するなど核家族化が進行しています。

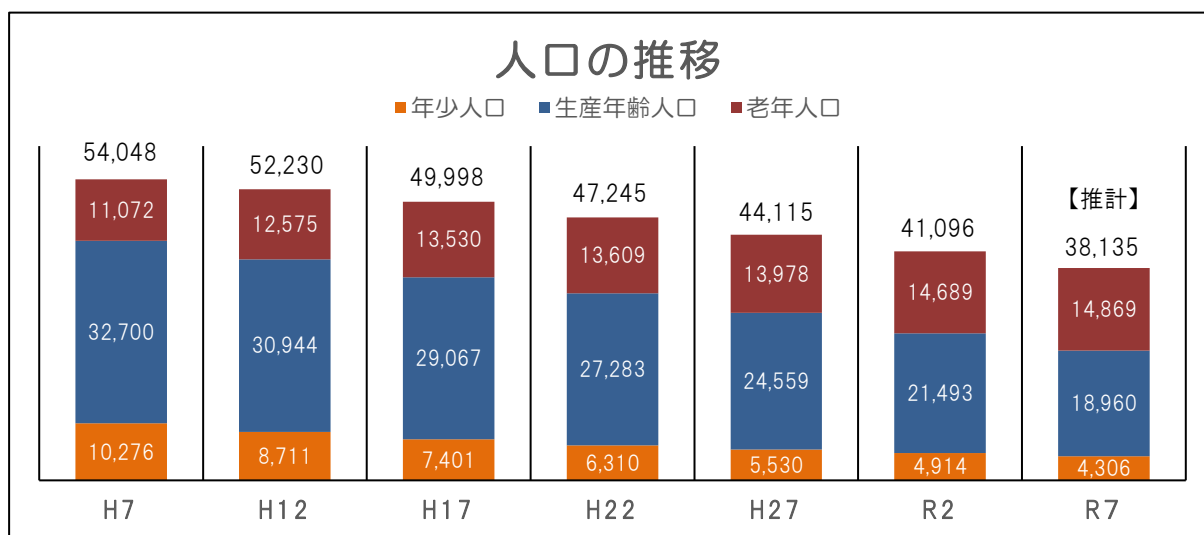
年齢別人口構成比の推移を見ると、年少人口(0歳~14歳)と生産年齢人口※(15歳~64歳)はともに減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進行しています。なお、令和2年の年少人口の割合は12.0%で、全国平均より0.1ポイント高く、県平均より0.5ポイント低くなっています。逆に老年人口の割合は35.7%で、全国平均より7.1ポイント、県平均より2.7ポイント高くなっています。令和7年度においても同様の傾向が続いています。

区分	年少人口 0歳~14歳	生産年齢人口 15歳~64歳	老年人口 65歳以上	計	世帯数
H7	10,276	32,700	11,072	54,048	15,430
H12	8,711	30,944	12,575	52,230	15,647
H17	7,401	29,067	13,530	49,998	15,766
H22	6,310	27,283	13,609	47,245	15,863
H27	5,530	24,559	13,978	44,115	15,376
R2	4,914	21,493	14,689	41,096	15,141

【参考】

R7	4,306	18,960	14,869	38,135
----	-------	--------	--------	--------

資料：平成7年~令和2年は「国勢調査」、令和7年は「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」



(2) 雲仙市の児童・生徒数の推移

市内の児童・生徒数は、令和7年現在2,923名と平成17年の合併当時と比較すると2,115人(42.0%)減少し、人口の減少率を大幅に上回る減少が続いています。

それに伴い学校の小規模化が進み、複式学級の発生、学校の統廃合が行われ、平成17年以降、小学校7校(うち分校2校)、中学校2校が閉校となっています。

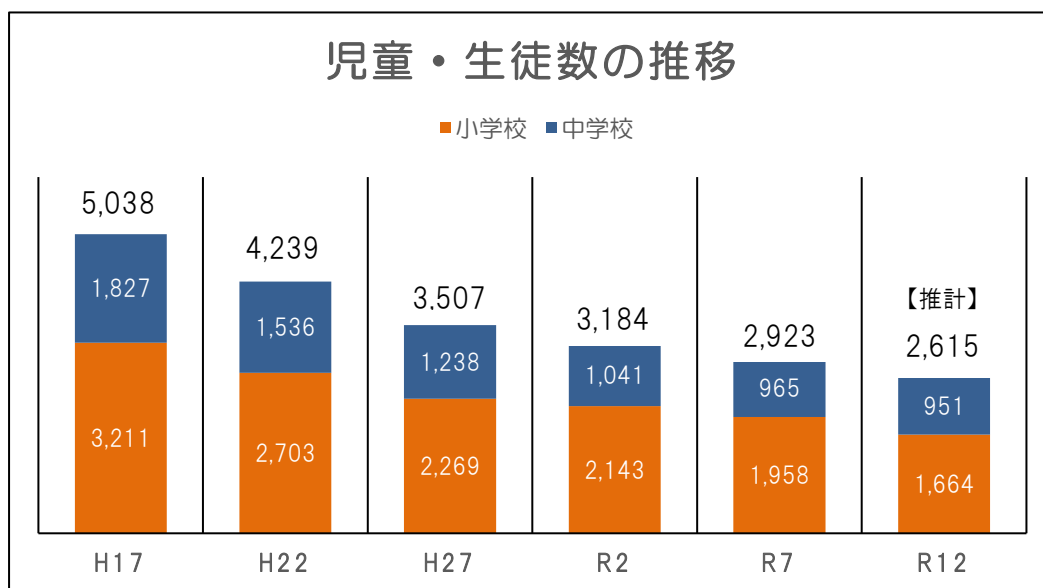
令和7年度、小学校16校のうち通常学級が6学級未満の学校は4校、6学級が9校で、7学級以上は3校しかなく、ほとんどの小学校では、クラス替えができない状況にあります。一方、中学校は、7校のうち3学級が2校、4学級が1校、5学級が1校、6学級以上が3校という状況です。

平成18年度に雲仙市立小・中学校適正規模・適正配置検討委員会がまとめた「雲仙市立小・中学校における適正規模・適正配置の基本的な考え方(報告)」では、学校の適正規模を小・中学校とも通常学級で6～18学級とするとしています。その基準に照らし合わせると、小学校で4校、中学校で4校が基準を下回っていることになります。

児童・生徒数の減少により学校行事や部活動にも影響が出てきており、今後長期的な展望に立った検討が必要になると考えられます。

区分	小学校		中学校		計	
	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	児童・生徒数
H17	21	3,211	9	1,827	30	5,038
H22	20	2,703	8	1,536	28	4,239
H27	20	2,269	7	1,238	27	3,507
R2	17	2,143	7	1,041	24	3,184
R7	16	1,958	7	965	23	2,923
R12	—	1,664	—	951	—	2,615

資料：学校基本調査（R12は、出生数から見た推計）



2 雲仙市の教育施設の状況

(1) 学校施設

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として豊かな人間性を育むための教育環境として重要な意義をもつとともに、災害時には地域の人々の応急避難場所としての役割を果たしています。しかし、市内の学校施設の多くは昭和40年代から50年代にかけて建設されているため、老朽化が進み、改修箇所も年々増大傾向にあることから、学校施設の長寿命化を図るために計画的に大規模な改修を行う必要があります。

また、生活スタイルの変化に対応するためのトイレの洋式化など、快適な学校生活のための改修も求められています。

施設名	区分	建設年	経過年数	構造	階数
多比良小学校	校舎	昭和46年3月	55	R	2
	体育館	昭和52年3月	49	S	1
土黒小学校	校舎	昭和48年3月	53	R	3
	体育館	昭和54年8月	46	S	1
八斗木小学校	校舎	昭和47年3月	54	R	2
	体育館	昭和53年3月	48	S	1
神代小学校	校舎	昭和49年3月	52	R	3
	体育館	平成25年3月	13	R	2
西郷小学校	校舎	昭和46年12月	54	R	3
	体育館	昭和54年3月	47	S	1
大正小学校	校舎	昭和40年3月	61	R	3
	体育館	昭和44年1月	57	S	1
川床小学校	校舎	昭和57年3月	44	R	3
	体育館	昭和55年2月	46	S	1
大塚小学校	校舎	昭和51年9月	49	R	3
	体育館	昭和45年3月	56	S	1
鶴田小学校	校舎	昭和53年3月	48	R	3
	体育館	平成2年3月	36	R	1
愛野小学校	校舎	昭和56年3月	45	R	3
	体育館	昭和57年2月	44	S	1
千々石第一小学校	校舎	昭和43年3月	58	R	3
	体育館	昭和45年3月	56	S	1

施設名	区分	建設年	経過年数	構造	階数
小浜小学校	校舎	昭和45年3月	56	R	3
	体育館	昭和47年2月	54	R	2
北串小学校	校舎	昭和53年3月	48	R	3
	体育館	昭和56年2月	45	S	2
南串第一小学校	校舎	昭和43年2月	58	R	3
	体育館	昭和59年3月	42	S	2
南串第二小学校	校舎	昭和62年3月	39	R	3
	体育館	昭和63年1月	38	S	2
国見中学校	校舎	昭和38年3月	63	R	3
	体育館	昭和43年2月	58	S	2
瑞穂中学校	校舎	昭和53年2月	48	R	3
	体育館	平成9年12月	28	R	1
吾妻中学校	校舎	昭和59年11月	41	R	3
	体育館	昭和54年3月	47	S	2
愛野中学校	校舎	昭和41年3月	60	R	3
	体育館1	昭和46年3月	55	S	1
	体育館2	昭和46年7月	54	S	2
千々石中学校	校舎	昭和53年3月	48	R	4
	体育館	昭和50年3月	51	R	1
小浜中学校	校舎	昭和54年2月	47	R	3
	体育館	昭和53年1月	48	S	2
南串中学校	校舎	昭和48年3月	53	R	3
	体育館	平成15年2月	23	R	3

校舎の建設年は、一番古いものを掲載。経過年数は、令和8年4月1日現在

R：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨その他造

(2) 給食センター

雲仙市では、平成19年度から小・中学校共に完全給食を実施しています。

現在、雲仙市国見学校給食センターと雲仙市南部学校給食センターの2つのセンターで運営しています。

施設名	建設年	経過年数	構造	階数
雲仙市国見学校給食センター	平成12年3月	26	S	2
雲仙市南部学校給食センター	平成19年3月	19	S	2

経過年数は、令和8年4月1日現在 S：鉄骨その他造

(3) 社会教育施設

市内には、生涯学習や芸術文化活動の拠点施設である公立公民館や文化会館などのほか、重要文化財鍋島邸をはじめとする貴重な文化財を保存・学習する施設があります。

令和3年度には、老朽化が進んでいた瑞穂町公民館を解体し、瑞穂総合支所と複合化して建設しました。しかし、その他の施設においても老朽化が進んでおり、設備更新等による施設の長寿命化や建て替えに合わせた複合化を図ることを課題としています。なお、現在、千々石町公民館の建て替えに向けた検討を進めています。

施設名	建設年	経過年数	構造	階数
瑞穂町公民館	令和3年9月	4	R	1
愛の夢未来センター	令和元年10月	7	R	4
千々石町公民館	昭和46年3月	55	R	2
小浜町南本町公民館	平成13年3月	25	S	1
南串山図書室	平成30年3月	8	R	1
雲仙市図書館	平成16年3月	22	R	1
国見町文化会館	平成16年3月	22	R	1
吾妻町ふるさと会館	平成5年11月	32	R	2
ハマユリックスホール	平成9年3月	29	R	3
鍋島邸 主屋	明治23・昭和6	137・95	W	2
鍋島邸 御北	万延元年(1860)	166	W	2
鍋島邸 蔵	明治27年	132	W	2
鍋島邸 長屋門	慶応元年(1865)	161	W	2
小浜町歴史資料館 湯太夫邸	弘化元年(1844)	182	W	1
小浜町歴史資料館 長屋門	明治4年移築	155	W	1
小浜町歴史資料館 資料館展示館	平成12年3月	26	W	1
南串山コミュニティセンター	平成8年3月	30	S	1
南串山いこいの広場	昭和41年11月	60	—	—
土黒文化財保管庫	昭和50年2月	51	S	1
雲仙市歴史資料館 国見展示館(南棟資料室)	昭和23年3月	78	W	1
雲仙市歴史資料館 国見展示館(北棟 旧神代中学校舎)	昭和23年3月	78	W	1
雲仙市歴史資料館 南串山展示館	平成22年3月	16	W	1

経過年数は、令和8年4月1日現在 R：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨その他造 W：木造

(4) 社会体育施設

雲仙市民や雲仙市を訪れる人のスポーツ活動の拠点である社会体育施設は、下表にまとめた施設以外にも、各小・中学校の体育館、運動場を社会体育施設として開放しています。今後は、学校の体育施設との複合化も視野に入れながら施設の在り方を検討していく必要があります。

施設名	建設年	経過年数	構造	階数
国見総合運動公園「遊学の里くにみ」遊学の館	平成15年5月	22	R	2
国見総合運動公園 第1グラウンド	昭和63年4月	37	—	—
国見総合運動公園 第2グラウンド	平成4年4月	33	—	—
国見総合運動公園 テニスコート	平成16年4月	21	—	—
国見総合運動公園 多目的芝生広場	平成15年5月	22	—	—
国見コミュニティプラザ グラウンド	平成4年4月	33	—	—
国見コミュニティプラザ テニスコート	平成4年4月	33	—	—
国見体育館	平成元年4月	36	R	1
国見武道館	平成2年3月	36	S	1
みずほすこやかランドふれあい会館	平成8年4月	29	R	2
みずほすこやかランドふれあい広場	平成7年4月	30	—	—
みずほすこやかランド グラウンドゴルフ場	平成18年10月	19	—	—
みずほすこやかランド 多目的グラウンド	平成6年4月	31	—	—
みずほすこやかランド テニスコート	平成7年4月	30	—	—
みずほすこやかランド ふれあいプール	平成10年5月	27	R	1
瑞穂体育館	昭和55年5月	45	R	1
瑞穂弓道場	昭和55年7月	45	S	1
吾妻武道場	昭和47年2月	54	S	1
吾妻農村広場 グラウンド	昭和52年12月	48	—	—
カスポ-ランド あづま 管理棟	平成6年5月	31	R	1
カスポ-ランド あづま グラウンド	平成6年5月	31	—	—
カスポ-ランド あづま テニスコート	平成6年5月	31	—	—
吾妻体育館	平成12年3月	26	R	2
愛野運動公園 グラウンド	平成9年4月	28	—	—
愛野運動公園 テニスコート	平成9年4月	28	—	—
愛野運動公園 ゲートボール場	平成9年4月	28	—	—
愛野武道場	昭和59年1月	42	S	1
千々石相撲場	平成22年3月	16	—	—
旧千々石第二小学校屋外運動場	昭和42年3月	59	—	—
小浜ふれあいの村 グラウンド	昭和55年4月	45	—	—
小浜体育館	令和4年3月	4	R	2
小浜弓道場	平成3年5月	34	W	1
リフレッシュセンターおばま	平成15年3月	23	S	2

経過年数は、令和8年4月1日現在 R：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨その他造 W：木造

第3章 第3期計画の施策の方針、主要施策体系図

1 第3期計画の施策の方針

「雲仙市教育振興基本計画」は、教育基本法第17条第2項に基づき策定するもので、本市の教育全般についてのビジョンを示すとともに、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画で、本市の教育行政を進めるにあたり、最も重要な計画です。

第3期計画の策定にあたっては、第2章にまとめた雲仙市の教育を取り巻く状況や新たに発生した教育的課題を念頭に置きながら、令和7年に策定した「第2期雲仙市教育大綱」の具現化へ向けて必要な施策に取り組むため、計画の「重点目標」、「基本的方向性」については、「第2期雲仙市教育大綱」の文言を採用しています。

2 第2期雲仙市教育大綱

【大綱の趣旨】

教育大綱（以下「大綱」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、市長が教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議し策定するものです。

本大綱は、第2次雲仙市総合計画の基本方針に掲げる「将来を担う人財づくりと歴史と文化が輝く郷土づくり」に向け

- (1) 将来の予測が困難な時代に、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく人財づくり
- (2) 多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じられる地域づくり
- (3) 人生100年時代に即した生涯にわたって学び活躍できる環境づくりを目指し、第1期に引き続き「心」の根底に息づく「やさしさ」をキーワードに、新たな時代の流れを取り入れた本市の教育に関する総合的な施策の方針を定めました。

【大綱の期間】

大綱の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年間とします。

【大綱に掲げる項目】

大綱を次の4項目とし、その実現に向けた取組を推進します。

(1) 子どもたちの多様な個性を尊重し、学びと成長を豊かにする教育

- ① 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を目指し、学校教育活動の充実を図るとともに、子どもたちの幸福感の向上のため、これを支える教職員の資質の向上に努めます。

- ② 多様な子どもに応じた学びと、他者と学び合う協働的な学びの充実を図り、誰一人取り残さず、可能性を引き出す、学ぶ機会の保障に努めます。
- ③ 安全安心な学校施設の整備とともに、時代に即した情報教育環境の充実と情報活用能力の向上に努めます。
- ④ 学校、家庭、地域及び行政が連携し、地域全体で子ども一人ひとりの豊かな育ちと社会的自立を支える環境づくり、不登校やいじめ問題等への支援に努めます。

(2) 生涯にわたって学び活躍できる環境づくり

- ① 人生100年時代を見据えた生涯学習環境の整備に向け、生涯を通じた多様な学びの機会の充実を図るとともに、各種文化団体の活動支援に努めます。
- ② 地域を主体的に支える人財づくりを目指し、青少年が健全に育つ地域力や家庭教育力の向上に努めるとともに、人権教育の推進を通して多様性を尊重し支えあう社会づくりに努めます。
- ③ 社会教育施設の適切な維持管理を行い、地域コミュニティの拠点として生涯を通じた市民の学びの場としての充実を図ります。

(3) 歴史を守りながら、芸術・文化の香りが漂うまちづくり

- ① 文化財の保存整備を通して、歴史への理解を深め、郷土への愛着を育み、次世代へ継承される地域づくりに努めます。
- ② 文化財を活用し、交流人口や関係人口の拡大を目指します。
- ③ 市民の豊かな心を育むことを目指し、優れた芸術・文化にふれる機会の充実にも努めます。

(4) 運動やスポーツに親しむことができる環境づくり

- ① 運動やスポーツに気軽に親しみながら、市民のつながりが広げられるよう、各種スポーツ大会や教室への参加促進を図ります。
- ② スポーツの推進と競技力向上を図るため、各種スポーツ団体への指導・支援に努めます。
- ③ スポーツ環境の充実と利用促進を目指し、社会体育施設の適切な管理運営と民間活力を活かした施設の運営を図ります。

3 主要施策体系図

重点目標	基本的方向性	主要施策
1 子どもたちの多様な個性を尊重し、学びと成長を豊かにする教育	(1) 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を目指し、学校教育活動の充実を図るとともに、子どもたちの幸福感の向上のため、これを支える教職員の資質の向上に努めます。	①確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育活動の充実 ②教職員研修の充実 ③働き方改革の推進
	(2) 多様な子どもに応じた学びと、他者と学び合う協働的な学びの充実を図り、誰一人取り残さず、可能性を引き出す、学ぶ機会の保障に努めます。	①主体的・対話的で深い学びを目指した個別最適な学び、協働的な学びの充実 ②一人一台端末を活用した情報活用能力の育成
	(3) 安全安心な学校施設の整備とともに、時代に即した情報教育環境の充実と情報活用能力の向上に努めます。	①安全安心で快適な学習環境づくり ②一人一台端末を活用した情報活用能力の育成【再掲】
	(4) 学校、家庭、地域及び行政が連携し、地域全体で子ども一人ひとりの豊かな育ちと社会的自立を支える環境づくり、不登校やいじめ問題等への支援に努めます。	①コミュニティ・スクール導入による教育活動の充実 ②教育相談、不登校児童生徒支援の充実 ③いじめ対策の充実 ④各種就学支援事業の実施
2 生涯にわたって学び活躍できる環境づくり	(1) 人生100年時代を見据えた生涯学習環境の整備に向け、生涯を通じた多様な学びの機会の充実を図るとともに、各種文化団体の活動支援に努めます。	①多様な生涯学習プログラムの実施 ②市民のニーズに応じた図書館・図書室運営の充実 ③各種文化団体の活動支援
	(2) 地域を主体的に支える人財づくりを目指し、青少年が健全に育つ地域力や家庭教育力の向上に努めるとともに、人権教育の推進を通して多様性を尊重し支えあう社会づくりに努めます。	①地域に根差した青少年の健全育成の推進 ②一人ひとりが認めあう人権意識の啓発
	(3) 社会教育施設の適切な維持管理を行い、地域コミュニティの拠点として生涯を通じた市民の学びの場としての充実を図ります。	①学びの場としての社会教育施設の適切な管理運営
3 歴史を守りながら、芸術・文化の香りが漂うまちづくり	(1) 文化財の保存整備を通して、歴史への理解を深め、郷土への愛着を育み、次世代へ継承される地域づくりに努めます。	①郷土の歴史・文化の継承 ②埋蔵文化財の適切な保存活用
	(2) 文化財を活用し、交流人口や関係人口の拡大を目指します。	①伝統的建造物群保存地区事業の推進
	(3) 市民の豊かな心を育むことを目指し、優れた芸術・文化にふれる機会の充実に努めます。	①市民団体と連携した文化芸術活動の推進
4 運動やスポーツに親しむことができる環境づくり	(1) 運動やスポーツに気軽に親しみながら、市民のつながりが広げられるよう、各種スポーツ大会や教室への参加促進を図ります。	①運動・スポーツ活動の日常化の推進
	(2) スポーツの推進と競技力向上を図るため、各種スポーツ団体への指導・支援に努めます。	①スポーツの競技力向上とジュニアスポーツの推進
	(3) スポーツ環境の充実と利用促進を目指し、社会体育施設の適切な管理運営と民間活力を活かした施設の運営を図ります。	①社会体育施設の整備と民間活力の導入 ②地域資源を活かしたスポーツツーリズムの推進

第4章 第3期計画の主要施策

1 子どもたちの多様な個性を尊重し、学びと成長を豊かにする教育

基本的方向性

- (1) 確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育を目指し、学校教育活動の充実を図るとともに、子どもたちの幸福感の向上のため、これを支える教職員の資質の向上に努めます。
- (2) 多様な子どもに応じた学びと、他者と学び合う協働的な学びの充実を図り、誰一人取り残さず、可能性を引き出す、学ぶ機会の保障に努めます。
- (3) 安全安心な学校施設の整備とともに、時代に即した情報教育環境の充実と情報活用能力の向上に努めます。
- (4) 学校、家庭、地域及び行政が連携し、地域全体で子ども一人ひとりの豊かな育ちと社会的自立を支える環境づくり、不登校やいじめ問題等への支援に努めます。

子どもたちを取り巻く家庭や地域社会など環境の変化に伴い、学校が抱える課題も複雑化・困難化しています。こうした諸課題に対し、もはや学校の努力のみで対応することは困難な状況にあります。また、これからの社会は、少子高齢化やグローバル情勢*の混迷、生成AI*をはじめとするデジタル技術の発展などにより、先行きが不透明な「不確実性の時代」となることが予想されます。子どもたちは今後、これまで以上に激しい変化の中を生き抜いていかなければなりません。さらに、人生観も大きく変化しています。従来の「教育→仕事→引退」という3ステージ型から、生涯を通じて学びや余暇、仕事を柔軟に組み合わせる生き方へと多様化が進んでいます。こうした多様性を原動力に、質的な豊かさを伴う新たな価値を創造していくことが、個人と社会の双方に期待されています。

このような状況を踏まえ、新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けて、平成29年に小・中学校学習指導要領が改訂されました。これに基づき、小学校では令和2年4月から、中学校では令和3年4月から全面実施となり、新たな教育課程による学びが始まっています。これからの学校教育には、子どもたちが自らの人生を力強く舵取りする力を身に付けるとともに、持続可能な社会*の創り手となり、一人ひとりの豊かな可能性を開花させられるよう支えていくことが、これまで以上に重要になると考えられます。

現行学習指導要領は、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指しています。

本市の学校教育においても、学習指導要領*の趣旨を実現するために、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させるカリキュラム・マネジメント*の充実が求められます。

さらには、学校と地域社会が目標を共有し連携・協働するためのコミュニティ・スクールの推進、安心・安全・快適に学べる施設設備やICT*をはじめとする時代の要請に対応した教育環境の整備、経済的に就学に困難のある家庭への支援など、子どもたちの学びを支える様々な環境を整えてきました。

他方、子ども一人ひとりに目を向けると、課題も顕著化しています。具体的には、多様性を包摂し可能性を開花させる教育の実現が十分でないこと、現行学習指導要領の理念やさらなる浸透が求められていること、さらにはデジタルを活用した効果的な学びをさらに加速させる余地があることなどが挙げられます。

これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要があります。その上で、教師の努力と熱意に対して過度な依存をせず、教員の働き方改革と整合させつつ、「令和の日本型学校教育*」を持続可能な形で継承・発展させることが必要です。

また、依然として、全国的に急増する不登校の問題は、本県や本市においても課題のままです。対応においては、子どもの将来を見据え、不登校を予防するための学校の早期段階での取組を充実させるとともに、家庭事情や健康状態等様々な要因からやむを得ず登校できずにいる児童生徒への支援施策の充実という両面から進めていく必要があります。

さらに、子どもの心身に重大な影響を及ぼすいじめの問題については、従来どおり、SNS*等により潜在化・陰湿化・複雑化する傾向にあり、引き続き大きな課題となっています。学校においては、保護者・地域・関係機関との連携により多角的な視点から早期発見・早期解決に一層努める必要があります。

以上のように、次期学習指導要領の改訂を見据えながら、学校・保護者・地域の連携により、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育の実現を目指します。

また、多様な子どもに応じた学びと、他者と学び合う協働的な学び*の充実を図り、誰一人取り残さず、可能性を引き出すことを重視します。その上で、安全安心な学校施設の整備や時代に即した情報教育環境の充実と情報活用能力の向上に努め、地域全体で子ども一人ひとりの豊かな育ちと社会的自立を支える環境づくりに努力することで、これからの世の中を担う子どもたちの学びと成長を豊かにする教育を推進します。

主要施策の説明資料

<p>主要施策（１）－ ①</p>	<p>確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む 教育活動の充実</p>																																																															
<p>現 状</p>	<p>学力調査の結果分析・指導改善を含むカリキュラム・マネジメント*の充実により、学力は全体として県平均前後にあります。課題であった中学校外国語科においては改善傾向にあります。</p> <p>心の教育については、道徳教育の教科化や雲仙市子どもの心を見つめる教育週間*の実施により、道徳教育の充実が図られています。</p> <p>健やかな体については、全市立小・中学校におけるフッ化物洗口*の実施や食育指導、薬物乱用防止教室の実施等に取り組んでいます。</p>																																																															
<p>今 後 の 課 題 ・ 方 向 性</p>	<p>次期学習指導要領においては、これまでのよい部分を継承し、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展させることが求められています。今後も子どもたちの「資質・能力」を培い、「思考力・判断力・表現力」を高めるためのカリキュラム・マネジメントの充実を図る必要があります。また、中学校外国語科においても、継続して推進する必要があります。</p>																																																															
<p>今 後 の 主 な 取 組</p>	<p>【カリキュラム・マネジメントの推進（精選と充実）】</p> <p>学校訪問等による教育課程の点検・指導を中心に、知・徳・体の調和のとれた各学校のカリキュラム・マネジメントを適切に指導監督します。また、教職員の研修及び学力調査の実施、それに伴うP D C Aサイクル*による継続的な改善を目指します。</p> <p>心の教育については、道徳教育の充実及び雲仙市子どもの心を見つめる教育週間を推進します。</p> <p>健やかな体については、全市立小・中学校におけるフッ化物洗口及び栄養教諭等による食育指導、学校薬剤師等の専門家による薬物乱用防止教室を実施します。</p> <p>【外国語教育の推進】</p> <p>外国語学力の向上を目指し、英検受験の推奨、英語スピーチコンテスト及びInternational Day in Unzen*等の開催、小学校における外国語専科教員による指導の推進*に取り組みます。</p>																																																															
<p>資 料 等</p>	<p>【県学力調査における県平均正答率との差】</p> <table border="1" data-bbox="375 1361 1407 1601"> <thead> <tr> <th colspan="3"></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小学校</td> <td rowspan="3">5年</td> <td>国語</td> <td>+1.1</td> <td>+1.7</td> <td>+4.3</td> <td>+0.2</td> <td>+1.0</td> </tr> <tr> <td>算数</td> <td>+4.7</td> <td>-0.1</td> <td>+2.9</td> <td>-0.9</td> <td>+2.0</td> </tr> <tr> <td>理科</td> <td></td> <td></td> <td>-2.1</td> <td>-0.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中学校</td> <td rowspan="2">2年</td> <td>国語</td> <td>0.0</td> <td>0.0</td> <td>-4.0</td> <td>-0.6</td> <td>-3.9</td> </tr> <tr> <td>数学</td> <td>+0.7</td> <td>+10.2</td> <td>+1.1</td> <td>+1.4</td> <td>-1.1</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>英語</td> <td>-0.6</td> <td>+0.8</td> <td></td> <td>-1.5</td> <td>+0.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>【公立中学校における英語教育実施状況調査】</p> <table border="1" data-bbox="375 1646 1407 1787"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">「CEFR*」A1レベル相当以上を取得している、または相当以上の英語力を有すると思われる生徒数（中学3年）</td> <td>市</td> <td>38.8%</td> <td>32.7%</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>46.6%</td> <td>47.2%</td> </tr> <tr> <td>全国</td> <td>50.0%</td> <td>52.4%</td> </tr> </tbody> </table>				R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	小学校	5年	国語	+1.1	+1.7	+4.3	+0.2	+1.0	算数	+4.7	-0.1	+2.9	-0.9	+2.0	理科			-2.1	-0.2		中学校	2年	国語	0.0	0.0	-4.0	-0.6	-3.9	数学	+0.7	+10.2	+1.1	+1.4	-1.1	3年	英語	-0.6	+0.8		-1.5	+0.9			R 5	R 6	「CEFR*」A1レベル相当以上を取得している、または相当以上の英語力を有すると思われる生徒数（中学3年）	市	38.8%	32.7%	県	46.6%	47.2%	全国	50.0%	52.4%
			R 3	R 4	R 5	R 6	R 7																																																									
小学校	5年	国語	+1.1	+1.7	+4.3	+0.2	+1.0																																																									
		算数	+4.7	-0.1	+2.9	-0.9	+2.0																																																									
		理科			-2.1	-0.2																																																										
中学校	2年	国語	0.0	0.0	-4.0	-0.6	-3.9																																																									
		数学	+0.7	+10.2	+1.1	+1.4	-1.1																																																									
	3年	英語	-0.6	+0.8		-1.5	+0.9																																																									
		R 5	R 6																																																													
「CEFR*」A1レベル相当以上を取得している、または相当以上の英語力を有すると思われる生徒数（中学3年）	市	38.8%	32.7%																																																													
	県	46.6%	47.2%																																																													
	全国	50.0%	52.4%																																																													
<p>主 な 達 成 目 標</p>	<p>・各校の知・徳・体の調和のとれたカリキュラム・マネジメントを充実させることにより、教育効果を高めます。</p> <p>■県学力調査における県平均正答率以上の教科数 （R7）小：全教科、中：1教科 → （R12）小・中：全教科</p> <p>■中学3年の英語力「CEFR」A1レベル相当以上の割合 （R6）32.7% → （R12）60%</p>																																																															


主要施策（１）－ ②		教職員研修の充実
現 状	<p>教職員の研修については、学校における校内研修や国・県・市・各種教育関係団体の主催研修、初任者や中堅教員を対象とした法定研修等、様々な形態で実施されています。</p> <p>また、令和６年度から本格的に運用が始まった「全国教員研修プラットフォーム※」を活用して、教職員自らが積極的に研修会に参加したり、管理職員がその研修履歴を把握し、対話に基づく研修奨励を行ったりしています。</p>	
今 後 の 課 題 ・ 方 向 性	<p>学習指導要領※の次期改訂を見据え、「令和の日本型学校教育※」の構築を目指すことが求められています。そのためには、すべての子どもたちの可能性を引き出す、「令和の日本型学校教育」を担う教師の資質能力の向上が必要になります。</p> <p>一方で、市立小・中学校においては、小規模校が多数を占めることから、校内研修において「同学年や同教科の授業を参観する機会が得られない。」「研究協議で多様な意見が出ない。」などの課題も抱えています。</p>	
今 後 の 主 な 取 組	<p>【教職員研修の充実】 県教委と連携し、管理職員や主任研修を充実させるとともに、「全国教員研修プラットフォーム」の活用を推進します。</p> <p>【校内研修の活性化】 これまで市研究指定事業を、全市立小・中学校で実施し一定の成果を収めてきました。その意義と研究指定校における成果を得ることはできましたが、令和７年度から全市立小・中学校における校内研修を活性化するため、年に１回以上公開授業を実施し、学校間の情報共有、主体的に学ぶ教師の育成等に取り組めます。</p>	
資 料 等	<p>【市立小・中学校 校内研修活性化プロジェクト（令和７年度開始）】</p> <p>1 目的 教師一人ひとりの主体的な学びを基盤に、ICT※活用や外部連携による学びの多様化を推進する。これらを原動力として校内研修を活性化させ、成果を学校間で柔軟に共有する仕組みを構築することで、市全体の教育の質の好循環を生み出す。</p> <p>2 実施方法 (1) 公開授業前の協議等及び公開授業への指導主事の参加 (2) 公開授業の研修協議への他校の教職員の参加 (3) 公開授業の研修協議での公開授業実施校の管理職員の指導助言</p>	
主 な 達 成 目 標	<p>・全市立小・中学校が公開授業を実施することで、「令和の日本型学校教育」の構築を目指した授業改善を図ります。</p> <p>■市内他校公開授業への教職員（管理職員・教諭等）の参加率 （R7）61.6% → （R12）75%</p>	

主要施策（１）－ ③ 働き方改革の推進																								
現状	<p>教職員の働き方改革*に関しては、教育委員会では、平成31年度から統合型校務支援システムC4th*を導入し、効率化に向けた学校業務改革に取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、市立小・中学校教職員の時間外勤務の削減については、一定の成果が表れてはいますが、未だに一部文部科学省指針の上限を依然として超えている教職員がいる状況です。</p>																							
今後の課題・方向性	<p>教職員の働き方改革については、令和2年の法改正において教育職員の業務量の適正な管理等に関する指針が定められたことに伴い、研修を含め業務の精選と効率化が求められています。</p> <p>また、超過勤務の解消に向け、教頭のPTA業務の削減や中学校部活動の地域展開といった重要課題に対し、学校と行政とが連携して実効性のある対策を講じる必要があります。</p>																							
今後の主な取組	<p>【働き方改革の推進】 統合型校務支援システムC4thを今まで以上に活用しながら、教職員出退勤時刻を客観的に管理し教職員の業務の効率化を促進します。 また、多様な働き方に対応するため、積極的な休暇取得やフレックスタイム制*も併せて促進します。</p> <p>【中学校部活動地域展開】 教育委員会を中心とする行政、関係団体及び中学校が連携・協力しながら、中学校部活動の受け皿団体となる地域クラブの設立を推進します。</p>																							
資料等	<p>【市内小・中学校教職員の時間外勤務状況の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学校</td> <td>年間360時間超</td> <td>31人</td> <td>36人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>年間540時間超</td> <td>0人</td> <td>5人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学校</td> <td>年間360時間超</td> <td>54人</td> <td>42人</td> <td>34人</td> </tr> <tr> <td>年間540時間超</td> <td>33人</td> <td>31人</td> <td>19人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【超過勤務の主な原因】 小学校：学校運営に関わる業務（校務分掌・会議会合）、外部対応（保護者・PTA・地域） 中学校：生徒の指導に直接関わる業務（部活動）、学校運営に関わる業務（校務分掌・会議会合）</p> <p>【中学校部活動地域展開】 休日の地域展開 → 令和8年度から 平日を含む地域展開 → 令和13年度から</p>			R4	R5	R6	小学校	年間360時間超	31人	36人	30人	年間540時間超	0人	5人	2人	中学校	年間360時間超	54人	42人	34人	年間540時間超	33人	31人	19人
		R4	R5	R6																				
小学校	年間360時間超	31人	36人	30人																				
	年間540時間超	0人	5人	2人																				
中学校	年間360時間超	54人	42人	34人																				
	年間540時間超	33人	31人	19人																				
主な達成目標	<p>・教職員の統合型校務支援システムC4th活用能力をさらに高め、具体的な対策を講じながら、時間外勤務を縮減します。</p> <p>■年間540時間超過勤務教職員数 (R6)小：2人、中：19人 → (R12)小・中：0人</p>																							

主要施策（２）－ ①	主体的・対話的で深い学びを目指した個別最適な学び、協働的な学びの充実																																		
現 状	<p>現行学習指導要領*において「主体的・対話的で深い学び*」が導入されました。今までの日本型学校教育を継承しつつ、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、多様な学び方に対応できる柔軟な教育方法への授業改善を目指した研究が県内外で進められています。しかし、指導方法や評価の確立、教師の意識改革が課題となっています。</p>																																		
今後の課題・方向性	<p>学習指導要領の次期改訂を見据えた「令和の日本型学校教育*」として、「個別最適な学び*」と「協働的な学び*」を一体的に充実させた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められています。また、その実現にはICT*の効果的な活用も必要不可欠となります。</p> <p>県教委が推進する「令和の長崎スクール」事業*等をはじめとした研修会等を通じて、教職員に普及させていく必要があります。</p>																																		
今後の主な取組	<p>【研修の充実】</p> <p>子どもたちが主体的に学ぶプロセスを支援する授業を導入するために、「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学び」、「協働的な学び」についての授業研究会や外部講師の活用等を通じて、教員一人ひとりの意識改革と、それを支える組織的な取組を促します。</p> <p>【継続的な支援】</p> <p>学習指導案の作成支援やICTの活用等も含めた具体的な実践事例や教材の共有等を通じて、現場での授業実践を推進します。</p>																																		
資料等	<p>【児童生徒の「主体的な学び」に対する肯定的回答の割合】</p> <p>「全国学力・学習状況調査」より</p> <table border="1" data-bbox="363 1245 1404 1395"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる。</td> <td>小学校</td> <td>79.4%</td> <td>78.9%</td> <td>80.8%</td> <td>79.2%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>85.2%</td> <td>83.2%</td> <td>75.1%</td> <td>72.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【児童生徒の「対話的な学び」に対する肯定的回答の割合】</p> <p>「全国学力・学習状況調査」より</p> <table border="1" data-bbox="363 1480 1404 1630"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づいたりすることができている。</td> <td>小学校</td> <td>83.2%</td> <td>82.3%</td> <td>84.6%</td> <td>87.9%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>77.8%</td> <td>83.2%</td> <td>83.6%</td> <td>87.3%</td> </tr> </tbody> </table>			R4	R5	R6	R7	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる。	小学校	79.4%	78.9%	80.8%	79.2%	中学校	85.2%	83.2%	75.1%	72.7%			R4	R5	R6	R7	学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づいたりすることができている。	小学校	83.2%	82.3%	84.6%	87.9%	中学校	77.8%	83.2%	83.6%	87.3%
		R4	R5	R6	R7																														
課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいる。	小学校	79.4%	78.9%	80.8%	79.2%																														
	中学校	85.2%	83.2%	75.1%	72.7%																														
		R4	R5	R6	R7																														
学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気づいたりすることができている。	小学校	83.2%	82.3%	84.6%	87.9%																														
	中学校	77.8%	83.2%	83.6%	87.3%																														
主な達成目標	<p>・研修の充実や継続的な支援を講じることで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ります。</p> <p>■「主体的な学び」に対する肯定的回答の割合 (R7) 小：79.2%、中：72.7% → (R12) 小・中：85%</p> <p>■「対話的な学び」に対する肯定的回答の割合 (R7) 小：87.9%、中：87.3% → (R12) 小・中：90%</p>																																		

主要施策 (2) - ② (3) - ②	一人一台端末を活用した情報活用能力の育成																												
現 状	<p>G I G Aスクール構想[※]は、「NEXT G I G A[※]」という新たなステージへと進化しています。NEXT G I G Aが目指す未来の教育は、I C T[※]を活用した新しい学びの形を実現することにあります。これは、単なるデジタル機器の導入に留まらず、教育の質を根本から変える革新的な取組です。次世代の教育環境を整備することで、児童生徒一人ひとりの学習体験を深化させ、将来の社会で活躍できる力を養うことを目指しています。</p>																												
今 後 の 方 向 性 ・ 課 題	<p>I C T機器が導入されても、それを活用するための質の高い教材や指導法が不足している現状があります。単にデジタル化するだけでなく、I C Tの特性を生かしたインタラクティブ（双方向的）な学習や、個別最適化された学習を提供できるようなコンテンツの充実が求められます。また、教員がこれらのツールを効果的に使いこなせるよう、継続的な研修やサポート体制を構築する必要があります。</p>																												
今 後 の 主 な 取 組	<p>I C Tを活用した授業設計、教材の充実、個別最適な学び[※]の推進など、実践的な内容を盛り込んだ研修を、教員がキャリアの各段階で受けられるようにします。</p> <p>日々の授業や学校外学習で一人一台端末[※]の持ち帰りが前提となるような運用をすることで、児童生徒や保護者にとって持ち帰りが当たり前になるようにします。</p>																												
資 料 等	<p>【教員のI C T活用指導力について肯定的な回答の割合】 <small>「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」より</small></p> <table border="1" data-bbox="363 1151 1404 1330"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I C T機器を活用して授業や校務をすることができるか。</td> <td>83.1%</td> <td>86.1%</td> <td>82.0%</td> </tr> <tr> <td>I C T機器の活用方法について児童生徒に指導することができるか。</td> <td>86.3%</td> <td>85.4%</td> <td>82.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【一人一台端末の持ち帰り状況】 <small>「端末活用状況調査」より</small></p> <table border="1" data-bbox="363 1406 1404 1541"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1週間の持ち帰り回数 ※土・日曜日を1回とするため最大6回</td> <td>小学校</td> <td>0.9回</td> <td>1.4回</td> <td>2.5回</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>0.6回</td> <td>1.7回</td> <td>5.1回</td> </tr> </tbody> </table>				R 4	R 5	R 6	I C T機器を活用して授業や校務をすることができるか。	83.1%	86.1%	82.0%	I C T機器の活用方法について児童生徒に指導することができるか。	86.3%	85.4%	82.1%			R 4	R 5	R 6	1週間の持ち帰り回数 ※土・日曜日を1回とするため最大6回	小学校	0.9回	1.4回	2.5回	中学校	0.6回	1.7回	5.1回
	R 4	R 5	R 6																										
I C T機器を活用して授業や校務をすることができるか。	83.1%	86.1%	82.0%																										
I C T機器の活用方法について児童生徒に指導することができるか。	86.3%	85.4%	82.1%																										
		R 4	R 5	R 6																									
1週間の持ち帰り回数 ※土・日曜日を1回とするため最大6回	小学校	0.9回	1.4回	2.5回																									
	中学校	0.6回	1.7回	5.1回																									
主 な 達 成 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ・教員のI C T活用指導力を向上させるよう、技術的なスキルの習得だけでなく、情報モラルやセキュリティに関するリテラシー教育[※]等の研修会やサポート体制を構築します。 ■ I C T機器を活用して授業や校務をすることができる教職員の割合 (R6) 82.0% → (R12) 100% ・タブレット端末の日常的な活用を促進し、児童生徒のI C T活用能力を向上させます。 ■ 児童生徒の1週間の端末持ち帰り回数 (R6) 小：2.5回、中：5.1回 → (R12) 小：5回、中：6回 																												

主要施策（3）－ ① 安全安心で快適な学習環境づくり																																															
現状	<p>学校施設は児童生徒の学習・生活の場として重要な意義を持つとともに、災害時には地域の人々の応急避難場所としての役割を果たしています。</p> <p>しかし本市の学校施設は昭和40年～50年代に集中して建設されていることから老朽化が進み、改修箇所が年々増大傾向にあります。</p> <p>また、児童生徒のライフスタイルの変化に合わせ、トイレの洋式化に取り組んでいるものの、現状は4割程度にとどまっています。</p>																																														
今後の課題・方向性	<p>老朽化が進む学校施設の長寿命化を図るため平成31年3月に策定した「雲仙市学校施設長寿命化計画※」をもとに、年次的に大規模改修を行う必要があります。また、非構造部材※（校舎や体育館の外壁等）の耐震化についても引き続き取り組んで行く必要があります。</p> <p>併せて施設の適切な維持管理のほか、トイレの洋式化の推進など快適な学習環境のための施設整備を行う必要があります。</p>																																														
今後の主な取組	<p>【学校施設の長寿命化】 学校施設の大規模改修や適切な維持・管理・営繕を推進するほか、外壁などの非構造部材の耐震化を進め、安全安心な教育環境を整備します。</p> <p>【快適な学習環境づくり】 快適な学習環境づくりのため、トイレの洋式化をはじめとする施設整備を進めます。</p>																																														
資料等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【市内小中学校の建築年次】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建築年次</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> <tr> <th>校舎</th> <th>校舎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和39年以前</td> <td>0校</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td>昭和40年～45年</td> <td>4校</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td>昭和46年～50年</td> <td>5校</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td>昭和51年～55年</td> <td>3校</td> <td>3校</td> </tr> <tr> <td>昭和56年～60年</td> <td>2校</td> <td>1校</td> </tr> <tr> <td>昭和60年以降</td> <td>1校</td> <td>0校</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>15校</td> <td>7校</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【トイレの洋式化率（R7）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校舎</td> <td>45.2%</td> <td>46.6%</td> <td>45.7%</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>34.0%</td> <td>37.9%</td> <td>35.5%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>44.2%</td> <td>45.6%</td> <td>44.7%</td> </tr> <tr> <td>便器数</td> <td>529基</td> <td>261基</td> <td>790基</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	建築年次	小学校	中学校	校舎	校舎	昭和39年以前	0校	1校	昭和40年～45年	4校	1校	昭和46年～50年	5校	1校	昭和51年～55年	3校	3校	昭和56年～60年	2校	1校	昭和60年以降	1校	0校	計	15校	7校		小学校	中学校	合計	校舎	45.2%	46.6%	45.7%	体育館	34.0%	37.9%	35.5%	合計	44.2%	45.6%	44.7%	便器数	529基	261基	790基
建築年次	小学校		中学校																																												
	校舎	校舎																																													
昭和39年以前	0校	1校																																													
昭和40年～45年	4校	1校																																													
昭和46年～50年	5校	1校																																													
昭和51年～55年	3校	3校																																													
昭和56年～60年	2校	1校																																													
昭和60年以降	1校	0校																																													
計	15校	7校																																													
	小学校	中学校	合計																																												
校舎	45.2%	46.6%	45.7%																																												
体育館	34.0%	37.9%	35.5%																																												
合計	44.2%	45.6%	44.7%																																												
便器数	529基	261基	790基																																												
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 各学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な改修に努めます。 快適な学習環境づくりのため、トイレの洋式化を進めます。 <p>■学校のトイレ洋式化率（R7）44.7% → （R12）66.1%</p>																																														

主要施策（４）－ ①	コミュニティ・スクール導入による教育活動の充実
現状	<p>平成29年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受け、本市では、より一層の地域連携を進めるため、令和2年度南串第一小学校での導入を皮切りに令和7年度現在、小学校11校、中学校1校、計12校をコミュニティ・スクール[*]に指定しています。</p>
今後の課題・方向性	<p>コミュニティ・スクールのさらなる普及と定着を図り、学校運営協議会[*]を中心とした協働体制を推進します。また、学校・家庭・地域が一層連携し、地域全体で子どもを育て見守る体制を構築することにより、不登校やいじめの未然防止、つながりの創出、夢や憧れの醸成、キャリア教育の推進など、地域の特性を生かしながら教育課題の解決を目指します。</p>
今後の主な取組	<p>【コミュニティ・スクール導入の推進】 学校運営協議会設置の必要性や先進校の取組を具体的に示すなど、学校や保護者・地域・各種団体の無理のない計画によるコミュニティ・スクール導入を推進します。</p> <p>【学校運営協議会の充実】 地域に開かれた教育課程のためのカリキュラム・マネジメント[*]、いじめ防止等地域連携による児童生徒支援等、学校教育の改善に向けた協議の在り方の浸透を図ります。</p>
資料等	<p>【コミュニティ・スクールについて】</p>  <p>The diagram illustrates the structure of a Community School. At the center is the 'School Management Council' (学校運営協議会) with members including representatives of guardians and the community. This council is connected to the 'School' (学校) and the 'School Principal' (校長). The principal is responsible for the 'Basic Policy of School Management' (学校運営の基本方針) and 'School Management and Educational Activities' (学校運営・教育活動). The council provides 'Explanation' (説明) and 'Approval' (承認) to the principal, while the principal provides 'Explanation' (説明) and 'Opinion' (意見) back to the council. The council also provides 'Opinion' (意見) to the 'Municipal Education Commission' (市区町村教育委員会), which in turn provides 'Opinion' (意見) to the 'Prefectural Education Commission' (都道府県教育委員会) regarding 'Teacher Personnel Decisions' (教職員人事の決定). The council also interacts with 'Guardians and the Community' (保護者・地域の皆さん), providing 'Explanation' (説明) and receiving 'Opinion' (意見).</p> <p><small>※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長に代わり学校運営を決定・実施するものではありません。</small></p> <p><small>参考：文部科学省「コミュニティ・スクールパンフレット」</small></p>
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域住民等とが力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクールへの転換を図ります。 <p>■学校運営協議会設置校数 (R7) 小：11校、中：1校 → (R12) 全小・中</p>

主要施策（４）－ ②		教育相談、不登校児童生徒支援の充実																																													
現状	<p>不登校の予防については、担任を中心に保護者と連携しながら面談や電話連絡等により早期からの支援を行うことや、不登校傾向を早期に把握するスクリーニング*を導入し、学校と教育委員会が連携して支援を進めています。また、スクールサポーター*やスクールカウンセラー*による教育相談を行い、不登校に繋がる悩みの解消等を図っています。</p> <p>しかしながら、不登校に対する社会の認識の変化もあり、市立小・中学校の不登校者数は増加傾向にあります。</p> <p>不登校児童生徒に対しては、児童生徒サポートセンター*の訪問指導員*がスクールソーシャルワーカー*等と連携しながら、一人ひとりの状況に応じた支援にあたっています。</p>																																														
今後の課題・方向性	<p>不登校を予防するための早期段階での取組の充実と、家庭事情や健康状態等様々な要因からやむを得ず登校できずにいる児童生徒への支援施策充実の両面から進めていく必要があります。</p> <p>また、これらの取組を進めるにあたっては、学校だけでなく、保護者・地域・関係事業所等と連携したケース会議*・ケア会議*を積極的に行うことも重要です。</p>																																														
今後の主な取組	<p>【不登校予防の取組】</p> <p>不登校の発生や長期化を予防するため、不登校傾向を早期に把握するスクリーニングの継続、不登校傾向児童生徒への対応を適切に行うためのスタンダード*の整備、小・中連絡会の通年化等に取り組みます。</p> <p>【不登校児童生徒への支援】</p> <p>不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じて支援を行う児童生徒サポートセンター事業の充実や関係機関との連携、在宅学習環境の整備等に取り組みます。</p>																																														
資料等	<p>【不登校児童生徒数の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">R 4</th> <th colspan="2">R 5</th> <th colspan="2">R 6</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>県</th> <th>市</th> <th>県</th> <th>市</th> <th>県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>9人(0.4%)</td> <td>1.5%</td> <td>17人(0.8%)</td> <td>2.0%</td> <td>17人(0.9%)</td> <td>2.2%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>40人(3.7%)</td> <td>6.2%</td> <td>50人(4.9%)</td> <td>7.2%</td> <td>53人(5.4%)</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>49人(1.6%)</td> <td>3.0%</td> <td>67人(2.2%)</td> <td>3.7%</td> <td>70人(2.3%)</td> <td>3.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【児童生徒サポートセンター訪問指導員による支援（R6）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応児童生徒数</th> <th>学校訪問</th> <th>家庭訪問</th> <th>個別指導</th> <th>ケース会議・ケア会議</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14人</td> <td>66回</td> <td>98回</td> <td>407回</td> <td>15回</td> </tr> </tbody> </table>				R 4		R 5		R 6		市	県	市	県	市	県	小学校	9人(0.4%)	1.5%	17人(0.8%)	2.0%	17人(0.9%)	2.2%	中学校	40人(3.7%)	6.2%	50人(4.9%)	7.2%	53人(5.4%)	7.2%	計	49人(1.6%)	3.0%	67人(2.2%)	3.7%	70人(2.3%)	3.9%	対応児童生徒数	学校訪問	家庭訪問	個別指導	ケース会議・ケア会議	14人	66回	98回	407回	15回
	R 4		R 5		R 6																																										
	市	県	市	県	市	県																																									
小学校	9人(0.4%)	1.5%	17人(0.8%)	2.0%	17人(0.9%)	2.2%																																									
中学校	40人(3.7%)	6.2%	50人(4.9%)	7.2%	53人(5.4%)	7.2%																																									
計	49人(1.6%)	3.0%	67人(2.2%)	3.7%	70人(2.3%)	3.9%																																									
対応児童生徒数	学校訪問	家庭訪問	個別指導	ケース会議・ケア会議																																											
14人	66回	98回	407回	15回																																											
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じて、学校復帰や将来の社会適応に向けた漏れのない支援を行います。 <p>■不登校児童生徒の割合 (R6) 2.3% → (R12) 1.6%</p>																																														

主要施策（４）－ ③		いじめ対策の充実																																																																					
現 状	「いじめゼロ」から「いじめ見逃しゼロ」へ、平成２５年度の法改正後、いじめの定義や対応方針が見直され、積極的認知を推進したことにより、件数は平成２８年度以降大きく増加しています。いじめはどこの学校でも起こり得るという認識のもと、早期発見・早期対応に取り組んでいます。																																																																						
今 後 の 課 題 ・ 方 向 性	<p>いじめ認知件数は、学校種や学校によりばらつきが見られます。いじめの定義のさらなる浸透及び教職員だけでなく多様な視点からの早期発見をさらに進めていく必要があります。</p> <p>また、早期解決を目指しながらも、確実な解決のためにはその後の十分な観察期間を設ける意識を強化します。</p>																																																																						
今 後 の 主 な 取 組	<p>【いじめ早期発見と確実な対応】</p> <p>いじめの早期発見・早期対応を行うため、アンケート等による早期発見体制強化、保護者・地域・関係機関との連携による各校いじめ防止委員会の充実、スクールサポーター*の配置による相談機能の充実を図ります。</p> <p>【学校教育活動全体を通したいじめ防止の充実】</p> <p>「特別の教科 道徳」を要とし、学校の教育活動全体を通していじめ防止に取り組み、いじめを許さない学級・学校づくりを推進します。</p>																																																																						
資 料 等	<p>【いじめの定義】「いじめ防止対策推進法」より</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> </div> <p>【いじめ認知件数・解消件数・解消率】「問題行動調査」より</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小学校</td> <td>認知件数</td> <td>278件</td> <td>268件</td> <td>198件</td> <td>108件</td> </tr> <tr> <td>解消件数</td> <td>277件</td> <td>261件</td> <td>195件</td> <td>108件</td> </tr> <tr> <td>解消率</td> <td>99.6%</td> <td>97.4%</td> <td>98.5%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中学校</td> <td>認知件数</td> <td>43件</td> <td>46件</td> <td>32件</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>解消件数</td> <td>43件</td> <td>46件</td> <td>32件</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>解消率</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合】 「全国学力・学習状況調査」より</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> <th>R 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学校</td> <td>当てはまる</td> <td>84.1%</td> <td>85.2%</td> <td>75.9%</td> <td>89.1%</td> </tr> <tr> <td>どちらといえば当てはまる</td> <td>13.0%</td> <td>13.0%</td> <td>24.1%</td> <td>8.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学校</td> <td>当てはまる</td> <td>90.3%</td> <td>85.5%</td> <td>81.2%</td> <td>86.2%</td> </tr> <tr> <td>どちらといえば当てはまる</td> <td>8.7%</td> <td>13.1%</td> <td>16.0%</td> <td>11.3%</td> </tr> </tbody> </table>							R 3	R 4	R 5	R 6	小学校	認知件数	278件	268件	198件	108件	解消件数	277件	261件	195件	108件	解消率	99.6%	97.4%	98.5%	100%	中学校	認知件数	43件	46件	32件	31件	解消件数	43件	46件	32件	31件	解消率	100%	100%	100%	100%			R 4	R 5	R 6	R 7	小学校	当てはまる	84.1%	85.2%	75.9%	89.1%	どちらといえば当てはまる	13.0%	13.0%	24.1%	8.6%	中学校	当てはまる	90.3%	85.5%	81.2%	86.2%	どちらといえば当てはまる	8.7%	13.1%	16.0%	11.3%
		R 3	R 4	R 5	R 6																																																																		
小学校	認知件数	278件	268件	198件	108件																																																																		
	解消件数	277件	261件	195件	108件																																																																		
	解消率	99.6%	97.4%	98.5%	100%																																																																		
中学校	認知件数	43件	46件	32件	31件																																																																		
	解消件数	43件	46件	32件	31件																																																																		
	解消率	100%	100%	100%	100%																																																																		
		R 4	R 5	R 6	R 7																																																																		
小学校	当てはまる	84.1%	85.2%	75.9%	89.1%																																																																		
	どちらといえば当てはまる	13.0%	13.0%	24.1%	8.6%																																																																		
中学校	当てはまる	90.3%	85.5%	81.2%	86.2%																																																																		
	どちらといえば当てはまる	8.7%	13.1%	16.0%	11.3%																																																																		
主 な 達 成 目 標	<p>・いじめの早期発見・早期対応により、いじめの深刻化を防ぎます。</p> <p>■認知したいじめの解消率 （R6）小・中：100% → （R12）小・中：100%を維持</p> <p>■いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合 （R7）小：97.7%、中：97.5% → （R12）小・中：100%</p>																																																																						

主要施策（４）－ ④		各種就学支援事業の実施																								
現 状	<p>児童生徒の就学を支えるため、各種就学支援事業を行っています。</p> <p>要保護*児童生徒就学援助事業 …… 4件（R7年4月）</p> <p>準要保護*児童生徒就学援助事業 …… 369件（R7年4月）</p> <p>特別支援教育就学援助事業 …… 96件（R7年4月）</p>																									
今 後 の 課 題 ・ 方 向 性	<p>国庫補助の対象とならない準要保護児童生徒就学援助事業をはじめ、これらの支援は、市の大きな財政負担を要する事業ではありますが、児童生徒が安心して学ぶことができるよう、今後もこれまで同様、事業の継続が必要であると考えています。</p>																									
今 後 の 主 な 取 組	<p>【各種支援事業の周知と早期支給】</p> <p>経済的に困窮している家庭に確実かつ迅速に支援するために、広報や申請処理において学校や各総合支所、学校給食センター等と適切に連携するとともに、就学時健康診断*や小・中学校入学説明会等の機会を利用して事業の周知に努めます。</p> <p>また、令和4年度から就学援助事業によるオンライン学習*通信費の支援を行っています。</p>																									
資 料 等	<p>【準要保護児童生徒就学援助事業の概要】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給項目</th> <th>支給対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①新入学用品費</td> <td>新入学用品（ランドセル・カバン・通学用服・上履き・通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等）の購入にかかる経費の一部</td> </tr> <tr> <td>②学用品費</td> <td>学用品（鉛筆・消しゴム・ノート等）の購入にかかる経費の一部</td> </tr> <tr> <td>③オンライン学習通信費</td> <td>オンライン学習に必要な通信費等（学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定または授業で使用する場合のもの）の一部</td> </tr> <tr> <td>④通学用品費</td> <td>通学用品（通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等）の購入にかかる経費の一部</td> </tr> <tr> <td>⑤通学費</td> <td>児童生徒が最も経済的な通常の経路と方法によって通学する場合の交通費の一部</td> </tr> <tr> <td>⑥校外活動費（宿泊なし）</td> <td>児童生徒の学校行事としての校外活動（社会科見学・遠足等）にかかる経費の一部</td> </tr> <tr> <td>⑦校外活動費（宿泊あり）</td> <td>児童生徒の学校行事としての校外活動（宿泊体験学習等）にかかる経費の一部</td> </tr> <tr> <td>⑧修学旅行費</td> <td>修学旅行にかかる経費の一部（交通費・宿泊費・見学科・均一に負担すべきこととなる記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料）</td> </tr> <tr> <td>⑨体育実技用具費</td> <td>体育実技（柔道・剣道）用具の購入にかかる経費の一部</td> </tr> <tr> <td>⑩学校給食費</td> <td>学校給食費で、保護者が負担する経費</td> </tr> <tr> <td>⑪医療費</td> <td>伝染性または学習に支障を生ずる恐れのある疾病にかかり、学校の指示により治療を受けた児童生徒の医療費</td> </tr> </tbody> </table>		支給項目	支給対象経費	①新入学用品費	新入学用品（ランドセル・カバン・通学用服・上履き・通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等）の購入にかかる経費の一部	②学用品費	学用品（鉛筆・消しゴム・ノート等）の購入にかかる経費の一部	③オンライン学習通信費	オンライン学習に必要な通信費等（学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定または授業で使用する場合のもの）の一部	④通学用品費	通学用品（通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等）の購入にかかる経費の一部	⑤通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路と方法によって通学する場合の交通費の一部	⑥校外活動費（宿泊なし）	児童生徒の学校行事としての校外活動（社会科見学・遠足等）にかかる経費の一部	⑦校外活動費（宿泊あり）	児童生徒の学校行事としての校外活動（宿泊体験学習等）にかかる経費の一部	⑧修学旅行費	修学旅行にかかる経費の一部（交通費・宿泊費・見学科・均一に負担すべきこととなる記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料）	⑨体育実技用具費	体育実技（柔道・剣道）用具の購入にかかる経費の一部	⑩学校給食費	学校給食費で、保護者が負担する経費	⑪医療費	伝染性または学習に支障を生ずる恐れのある疾病にかかり、学校の指示により治療を受けた児童生徒の医療費
支給項目	支給対象経費																									
①新入学用品費	新入学用品（ランドセル・カバン・通学用服・上履き・通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等）の購入にかかる経費の一部																									
②学用品費	学用品（鉛筆・消しゴム・ノート等）の購入にかかる経費の一部																									
③オンライン学習通信費	オンライン学習に必要な通信費等（学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定または授業で使用する場合のもの）の一部																									
④通学用品費	通学用品（通学用靴・雨靴・雨傘・帽子等）の購入にかかる経費の一部																									
⑤通学費	児童生徒が最も経済的な通常の経路と方法によって通学する場合の交通費の一部																									
⑥校外活動費（宿泊なし）	児童生徒の学校行事としての校外活動（社会科見学・遠足等）にかかる経費の一部																									
⑦校外活動費（宿泊あり）	児童生徒の学校行事としての校外活動（宿泊体験学習等）にかかる経費の一部																									
⑧修学旅行費	修学旅行にかかる経費の一部（交通費・宿泊費・見学科・均一に負担すべきこととなる記念写真代・医薬品代・旅行傷害保険料）																									
⑨体育実技用具費	体育実技（柔道・剣道）用具の購入にかかる経費の一部																									
⑩学校給食費	学校給食費で、保護者が負担する経費																									
⑪医療費	伝染性または学習に支障を生ずる恐れのある疾病にかかり、学校の指示により治療を受けた児童生徒の医療費																									
主 な 達 成 目 標	<p>・事業内容に関する周知に努め、相談に親身に対応するとともに、保護者の困窮状況に早期に対応できるよう、申請から認定までの事務処理期間を短縮します。</p> <p>■随時申請にかかる申請受付から認定までの期間 （R7）10日間 → （R12）7日間</p>																									

2 生涯にわたって学び活躍できる環境づくり

基本的方向性

- (1) 人生100年時代を見据えた生涯学習環境の整備に向け、生涯を通じた多様な学びの機会の充実を図るとともに、各種文化団体の活動支援に努めます。
- (2) 地域を主体的に支える人財づくりを目指し、青少年が健全に育つ地域力や家庭教育力の向上に努めるとともに、人権教育の推進を通して多様性を尊重し支えあう社会づくりに努めます。
- (3) 社会教育施設の適切な維持管理を行い、地域コミュニティの拠点として生涯を通じた市民の学びの場としての充実を図ります。

これからの雲仙市の未来を担う青少年の健全育成を進めるためには、「地域の子どもは、地域で育てる」という地域社会全体で子どもたちを見守り育てる地域力や、家庭の中で子どもをしつけ育てる家庭教育力を向上させることが必要です。

少子高齢化や核家族化が進み、子どもがいない世帯が増える中、地域における世代間の交流はますます減少し、地域コミュニティ^{*}の持つ力が少しずつ弱まってきている今日、人口減少による地域人材の確保が困難となる中、地域で子どもたちの健全育成に関わる団体の情報共有、実行力のある組織づくりが求められます。

「市青少年・子ども育成会議」をはじめ、子どもの健やかな成長に関わる各種団体と連携した活動や情報を共有し、地域全体で子どもたちを支える仕組みを築くことで、持続可能な健全育成活動を推進します。

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、家族との絆やふれあいを通じて、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、豊かな心と自立心を育むなど、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担います。

しかし、近年、少子高齢化や都市化などの進展に伴い、子育て家庭の孤立化が進んでいます。その結果、親が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少するとともに、家庭が抱える課題が多様化しており、家庭の教育力の低下が懸念されています。

家庭教育を支える環境が大きく変化する中、子育て家庭を社会全体で支えていくことが必要になっています。

本市では、「雲仙市家庭教育7か条^{*}」を市民へ広く周知啓発活動を行うとともに、大人たちのあり方を見直しみんなで子どもを育てる県民運動「ココロねっこ運動^{*}」

や、家庭における団欒や家族のあり方を考える「家庭の日^{*}」の実践を推進し、子どもたちの健全育成に努めます。

また、少子高齢化などが進む中、市民一人ひとりが自分らしさを求めるとともに、自らの学びをまちづくりに参画する喜びと感ずることが生涯学習の目的とされ、そのためには生涯学習の環境を整え、市民が生涯にわたって学びたいと思う知的好奇心を刺激するプログラムを展開し、学びの実践の場を提供する各種の講座や教室を開催することが必要です。

これまで、各公立公民館等では、アンケートを活用し市民のニーズを取り入れながら、市民の学びのきっかけとなる趣味教養を深める講座や、子ども向けの夏休みの作品づくり教室、レクリエーション講座、高齢者向けの体操教室や生きがいつくり講座など、各種の生涯学習のプログラムを展開してきました。

今後は、講座に参加する機会が少なかった乳幼児保護者や中高生、成人男性を対象とした企画をするとともに、実施方法について、これまでの対面型のほか、オンラインや動画配信、自治公民館等への出前講座などにより、様々な学習ニーズや生活スタイルに合わせた学びの機会提供を行います。

平日の放課後や、土曜日においては、地域の文化活動等で活躍する市民の協力により「地域子ども教室」を開催し、子どもたちの居場所づくりや体験活動の機会提供に努めています。

雲仙市図書館・各図書室では、図書ボランティアと連携した「おはなしの会」などによる読み聞かせや、赤ちゃんと保護者が絵本を介して楽しい時間を分かち合うことを応援する「赤ちゃんとのはじめての絵本応援事業」を実施し、発達段階に応じた読書活動の楽しみに親しむ環境や機会を提供しています。



また、図書ボランティア団体の代表者で構成された会議に出席し、図書ボランティア団体と連携を深めるとともに、図書ボランティアを対象とした講座を開催することにより、図書ボランティアの資質の向上を図り読書活動の一層の推進に努めています。


さらに、図書館利用者や蔵書貸出冊数の増加を図るため、図書館と併設したホールでのコンサートを実施したり、市内小学校や各福祉施設等を移動図書館車^{*}で巡回したりしています。

これからも、自ら学びたいという意欲を刺激し、多くの市民が学びの喜びを感じて、自主グループ化へと発展するような多様な学びの動機づけとなるプログラムを工夫し展開していきます。


主要施策の説明資料


<p>主要施策（１）－ ①</p>	<p>多様な生涯学習プログラムの実施</p>
<p>現 状</p>	<p>各公立公民館では、地域のニーズを取り入れながら、市民の学びのきっかけとなる市民講座、子ども向け講座、高齢者向け講座など多様な生涯学習のプログラムを展開しています。</p>
<p>今 後 の 課 題 ・ 方 向 性</p>	<p>地域住民の自治力を高め、持続可能な地域コミュニティ*を形成するために、住民活動のきっかけとなるような地域課題解決型の講座企画等が求められます。 講座・教室参加者の自主活動グループ化など、学びの習慣化に向けた一層の推進と創意工夫が求められます。 地域のつながりが希薄化していく中で、子どもたちや、若い世代、子育て世代にも地域コミュニティの核となる公民館に集う機会を提供する必要があります。</p>
<p>今 後 の 主 な 取 組</p>	<p>【生涯学習環境の整備】 地域が抱える課題にアプローチする地域課題解決型などの生涯学習講座の企画を進めるとともに、電子申請フォームによる受講申込受付を活用し、多様な生活スタイルに合わせた学習環境の整備に努めます。 【自主活動グループ化への推進】 自主活動グループの活動状況を調査・把握し、育成・推進を図り、対象者を絞り込んだ講座・教室を計画し、参加者に対し生涯学習の喜びや楽しみを体験してもらうことで、自主的な活動へと導きます。 【地域子ども教室の開催】 子どもたちの豊かな体験活動や居場所づくりの場として、「地域子ども教室」や長期休業中の子ども向け講座を開催します。また、若い世代や子育て世代にも魅力ある講座の企画を促進します。</p>
<p>資 料 等</p>	<p>【一般市民対象教室】 ・趣味、生活教養講座 ・健康、レクリエーション講座 ・平和、人権講座 ・子育て支援講座 ・読書推進講座 ・郷土歴史、料理講座 ・デジタル関連講座</p> <p>【子ども対象講座】 ・夏休みや冬休み等の子ども教室 ・体験活動、親子教室</p> <p>【地域子ども教室、地域未来塾】 ・囲碁、将棋 ・茶道、書道 ・料理、絵画、学習支援 ・民踊、音楽、他</p> <p>【高齢者対象教室】 ・趣味、生きがいづくり ・認知症予防講座 ・健康づくり講座 ・相続、遺言等教養講座 ・かんたんスマホ教室 ・交通安全教室</p>
<p>主 な 達 成 目 標</p>	<p>・地域課題や市民のニーズに即した様々な講座を企画します。 ■参加者数 (R7) 3,880人 → (R12) 4,500人 ■講座満足度 (R7) 99% → (R12) 99%</p>

主要施策（１）－ ②	<h2 style="text-align: center;">市民のニーズに応じた図書館・図書室運営の充実</h2>
現状	<p>雲仙市図書館・各図書室では、図書ボランティアを活用した読み聞かせの取組や、乳児期から本とふれあい親しむ事業を展開しています。</p> <p>また、図書館と併設したホールでのイベントや、移動図書館車*での各小学校や福祉施設への巡回で、多くの市民に本とふれあう機会を作っています。</p>
今後の課題・方向性	<p>多くの市民がより多くの本と出合うためには、市民と本がふれあうきっかけをつくる新たな取組、市民の誰もが生きがいに作り出す環境づくり、たくさんの本とふれる読書空間づくりを目指し、更なる取組が求められています。</p> <p>子どもの頃から読書に親しむ習慣を身に付けるために、図書館・図書室と学校・地域・ボランティア・家庭が連携し、発達段階に応じた読書を楽しむ環境や機会を提供することが求められます。</p>
今後の主な取組	<p>【図書館利用者の増進】</p> <p>雲仙市図書館と各図書室の連携強化を進め、さらに「家読（うちどく）*」の推進や移動図書館車の有効な活用を研究し、市民の誰もが本とふれあうことができる機会を提供します。</p> <p>地域の特色を活かし、ボランティアとともに時節に応じた展示や企画に取り組むなど、市民に身近な図書館運営を進めます。</p> <p>オンライン蔵書目録検索システムの利用を推進するために、市ホームページや広報物等にて周知を図ります。</p> <p>雲仙市文化会館自主文化事業振興会と連携し、絵本作家講演会等のイベントを開催します。</p>
資料等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>移動図書館車利用</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図書館まつり*</p> </div> </div>
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館等の貸出利用サービス数の増加を図ります。 ■ 1人当たり貸出冊数 (R7) 4.1冊 → (R12) 5冊 ■ 貸出冊数 (R7) 165,677冊 → (R12) 180,000冊

主要施策（１）－ ③ 各種文化団体の活動支援	
現状	<p>本市では、文化芸術活動の環境整備として、文化会館等における自主文化事業を、市民ニーズ、ジャンル、収支などの事業全体のバランスを考え、雲仙市文化会館自主文化事業振興会と連携し、文化芸術に接する機会の拡充をすべく事業展開を行っています。</p> <p>また、市文化連盟や各町文化協会と連携し、子どもから高齢者まで幅広い世代の生きがいつくりとなる文化活動の振興を図り、地域社会の活性化へとつながるよう活動支援を行っています。</p>
今後の課題・方向性	<p>文化芸術活動の個別化、多様化により市文化連盟などの文化団体の会員数が減少し、組織力の低下が見られます。市民相互の文化芸術活動の交流と活性化を図るため、市文化連盟と各町文化協会の連携を図った活動基盤づくりに努めます。</p>
今後の主な取組	<p>【文化活動の支援】 市文化連盟や各町文化協会、各種文化芸術コンクールに出場する市民の育成・活動支援を行い活動基盤づくりに努めます。</p> <p>【芸術文化活動の推進】 雲仙市文化会館自主文化事業振興会と連携し、市民のニーズ把握に努め、地域に求められる文化芸術イベントの開催を通して、市内芸術文化人口の増加に努めます。</p> <p>【芸術文化事業の発信】 より高い事業効果が見込める文化公演を実現できるように、NHK公開収録や宝くじ文化公演、コミュニティ助成など、各種助成事業を積極的に活用し、魅力的な芸術文化事業の発信に努めます。</p>
資料等	<p>【主な文化事業実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各町文化祭 ・市内文化会館自主事業 <p>【芸術文化大会出場支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化大会出場激励費  <p style="text-align: center;">自主文化事業公演</p>
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・雲仙市文化連盟を構成する各町文化協会及び雲仙市文化会館自主文化事業振興会を支援し、市民主体の文化活動の振興を図ります。 <p>■市内文化事業参加者数（R7）8,804人 → （R12）9,000人</p>

主要施策（２）－ ①		地域に根差した青少年の健全育成の推進
現状	<p>雲仙市青少年・子ども育成会議と連携を図りながら「少年の主張大会」や親子交流を目的とした「うんぜんこどもカレッジ」の開催、「ココロねっこ運動[*]」の推進、「家庭の日[*]」、「雲仙市家庭教育7か条[*]」の周知に努めています。</p> <p>IT機器の普及で、有害な情報が保護者の知らない間に青少年へ広がっている現状を受け、青少年や保護者向けのメディア安全指導[*]講演会を開催し、こころの教育・命の教育に努めています。</p>	
今後の課題・方向性	<p>弱くなった地域コミュニティ[*]の再構築や個々の新たなコミュニティの創出を進め、「地域の子どもは地域で育てる」機運を高め、地域・家庭の教育力を高めることが求められています。</p> <p>青少年・子ども育成会議と連携し、「ココロねっこ運動」の推進や「家庭の日」、「雲仙市家庭教育7か条」の周知に努めていますが、十分な浸透が見られず、事業や活動の方法・あり方等を見直し、市民をあげての活動にすることが望まれます。</p> <p>青少年の健全育成に向け、白ポスト[*]の活用や書店指導等の有害図書対策をはじめ、市民全体に向けたメディア安全指導の取組が望まれます。</p>	
今後の主な取組	<p>【子どもたちの健全育成の推進】</p> <p>地域における自治公民館活動[*]の活発化を図り「地域の子どもは地域で育てる」機運を高め、市青少年・子ども育成会議を中心に、学校、自治会等の関係機関と連携し、地域の環境浄化と非行・事故の防止を推進します。</p> <p>児童・生徒による「少年の主張大会」を開催し、子どもたちに自身の言葉で意見を発する機会を設け、市民へ青少年の健全育成活動の大切さを発信します。</p> <p>スマートフォンやパソコンをはじめとしたメディアの危険性の啓発活動を進め、学校や社会体育の現場と連携し、「ココロねっこ運動」や「家庭の日」、「雲仙市家庭教育7か条」の周知に努めるとともに、家庭教育の充実と地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを推進します。</p> <p>【子育て環境の改善】</p> <p>市PTA連合会と家庭教育の課題についての意見交換、課題解決に向けた研修等を開催し、地域社会全体が一体となった連携体制を充実強化させ、子育てに関する環境の改善を図ります。</p>	
資料等	<p>【雲仙市青少年・子ども育成会議と連携した取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年の主張大会 ・夜間パトロール ・うんぜんこどもカレッジ ・少年ソフトボール大会 <p>【メディア安全指導の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディア安全指導講演会 	
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「雲仙市家庭教育7か条」の認知度アップに努めます。 ■保護者認知度 (R7) 43% → (R12) 75% ・小・中学校入学説明会等で、メディア安全指導の講習会を開催します。 ■メディア安全指導開催数 (R7) 25回 → (R12) 30回 	

主要施策（２）－ ②		一人ひとりが認めあう人権意識の啓発
現状	<p>私たちの周りには、周囲の人たちが気づかず、そして加害者も被害者自身も意識していないうちに、深刻化していくハラスメント（いじめ・嫌がらせ）があります。また、障がいや性、身分、人種などに対する様々な偏見など、私たちの周りには多くの人権問題があります。</p> <p>本市では、市民を対象とした取組に加え、市内小・中学校における人権教育講演会や映画の上映会を開催し人権の啓発に努めています。</p>	
今後の課題・方向性	<p>多くのハラスメントでは、被害の状況がかなり深刻になるまで発見されず、改善に困難を要することが多く見られます。</p> <p>誰もが人権の尊さ重要さは認識していますが、それぞれの人権意識を高めることは容易ではありません。学校や地域・職場において、人権啓発・教育活動を継続し、いじめや差別のない社会の実現が望まれます。</p>	
今後の主な取組	<p>【人権意識の高揚・啓発】 各種大会やイベント等の際に、県で毎年新しく揃えている視聴覚教材を有効活用した上映会を開催することで、人権に関して考える機会を増やし、より多くの市民に対し人権意識の高揚・啓発を図ります。</p> <p>【人権教育を推進】 多くの人に関心を持てるよう、著名人が出演する人権に関する映画を選定・上映するとともに、特定のテーマに焦点を当てた講演会等を開催し、市民の人権意識の向上を図りながら、継続的に人権教育を推進します。</p> <p>【人権問題の教育・啓発活動】 雲仙市青少年・子ども育成会議と連携し、子どもたちへの人権啓発視聴覚教材の上映などを通して人権問題の教育・啓発活動に努めます。</p>	
資料等	<p>【人権啓発実施状況（令和7年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 瑞宝太鼓「夢大使」人権講演会 実施学校：大塚小学校 千々石第一小学校 国見中学校 千々石中学校 ・ 市民講座における人権教育講座の実施 受講者 14人 	 <p>瑞宝太鼓「夢大使」人権講演会</p>
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの人に関心を持てるような講演会の実施や人権映画の上映、人権啓発チラシの配布等を行い、人権について考える機会を設けます。 ■人権講演会開催学校数（R7） 4校 → （R12） 4校 ■人権教育講座受講者数（R7） 14人 → （R12） 50人 	

主要施策（3）－ ①		学びの場としての社会教育施設の適切な管理運営															
現状	<p>公立公民館や文化会館などの社会教育施設は、生涯学習や芸術文化活動の拠点として、多くの市民が利用しています。これらの施設を快適に利用できるよう適切な維持管理や改修等を行い、利用者の利便性の向上を図っています。</p>																
今後の課題・方向性	<p>社会教育施設は、7地区に公民館や複合施設、文化会館などがあり、中には昭和40年～50年代に建設されたものもあります。公共施設個別施設計画*に基づき施設の改修等を行うとともに、老朽化対策や設備更新などの改善を進めながら、長寿命化を図る必要があります。</p>																
今後の主な取組	<p>【社会教育施設の適正管理】 老朽化した施設の改修等を行い、快適な生涯学習活動が行える環境づくりに努めます。 公共施設個別施設計画に基づき、計画的な改修等を行うとともに、適切な維持・管理を行い、安全・安心な環境づくりに努めます。</p> <p>【Wi-Fi*環境の整備】 Wi-Fi環境を整え、オンラインや動画配信サービスにより、生活スタイルに合わせた学習の場を設けます。</p>																
資料等	<p>【主な社会教育施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>建築年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国見町文化会館</td> <td>H16</td> </tr> <tr> <td>瑞穂町公民館</td> <td>R3</td> </tr> <tr> <td>吾妻町ふるさと会館</td> <td>H5</td> </tr> <tr> <td>愛の夢未来センター</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>千々石町公民館</td> <td>S45</td> </tr> <tr> <td>ハマユリックスホール</td> <td>H9</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	建築年	国見町文化会館	H16	瑞穂町公民館	R3	吾妻町ふるさと会館	H5	愛の夢未来センター	R1	千々石町公民館	S45	ハマユリックスホール	H9	 <p>愛の夢未来センター</p>	
施設名	建築年																
国見町文化会館	H16																
瑞穂町公民館	R3																
吾妻町ふるさと会館	H5																
愛の夢未来センター	R1																
千々石町公民館	S45																
ハマユリックスホール	H9																
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設個別施設計画に基づき、計画的な改修等を行います。 Wi-Fi環境を整備し、リモート学習の場を提供します。 <p>■会議室等 Wi-Fi環境整備の室数（R7）0室 → （R12）7室</p>																

3 歴史を守りながら、芸術・文化の香りが漂うまちづくり

基本的方向性

- (1) 文化財の保存整備を通して、歴史への理解を深め、郷土への愛着を育み、次世代へ継承される地域づくりに努めます。
- (2) 文化財を活用し、交流人口や関係人口の拡大を目指します。
- (3) 市民の豊かな心を育むことを目指し、優れた芸術・文化にふれる機会の充実に努めます。

雲仙市の豊かな自然環境は、心豊かな生活を営む上での基盤となり、そこから市民の多様な文化活動へとつながっています。

平成13年には文化芸術振興基本法が制定され、地方公共団体における文化行政の役割や責務が明文化されました。また、文化芸術が経済を発展させ、地域を活性化する力となることも指摘されました。

一方で、少子高齢社会の到来による人口の減少により社会に占める高齢者の割合は増加しています。そのため、心豊かで生きがいに満ちた生活を送るためには、高齢者を含め誰もが積極的に文化活動に参加できる仕組みづくりが求められています。

加えて、子どもたちは次世代の文化の担い手であり、その子どもたちがより一層文化に目を向けることができるような働きかけや仕組みづくりをしていく必要があります。これには、学校教育との連携が不可欠です。

また、本市には、多種多様な文化財があります。

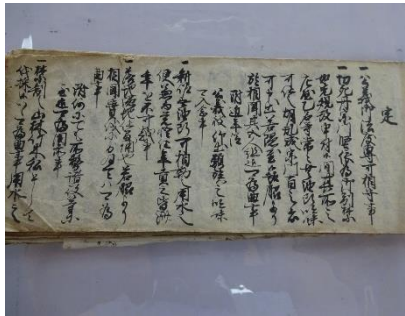

文化財とは、身近にある伝承・古文書や古墳・城跡、踊り、方言など、ふるさとの歴史と文化を伝える幅広いものです。










市民の郷土愛を育み、文化的で豊かな社会づくりを進めるためにも、私たちはこれらの貴重な文化財を守り後世に伝えていく必要があります。


これまで、開発行為に伴う文化財の現状変更の指導や、雲仙市指定文化財の指定、重要文化財の保存修理、埋蔵文化財の調査など、文化財の保護に取り組んできましたが、地域社会構造の変化による住民の文化財への関心の薄れや、文化財所有者の管理負担、開発事業に伴う文化財の消失など、文化財の継承が困難になってきています。



文化財を未来へ保存し伝えていくためにも、市民の文化財を守る意識を醸成することが大切です。そのため、市民が文化財にふれ、その価値を再発見できる機会を得られるよう、文化財の活用を図っていきます。

さらに、文化財を観光や学習に活用することで、地域外との交流を促進し、交流人口や関係人口の拡大につなげます。文化財は観光資源としての魅力に加え、教育を通じて地域の誇りや独自性を次世代へ伝える役割も担います。これらの取組は地域の活性化に寄与するものであり、今後は市民と行政が連携して文化を継承し、歴史と伝統を活かしたまちづくりを進めることが重要です。

主要施策（１）－ ① 郷土の歴史・文化の継承	
現状	<p>現在、市内に国・県・市あわせて67の指定（選定含む）文化財があります。さらなる文化財の把握と保護のため、今後も指定文化財の追加を進める必要があります。また、市内には多くの郷土芸能が残されています。それらは地域の歴史や生業、風習に根ざしたものですが、現代社会においては郷土芸能と生活が密着したものではなくなりつつあり、地域住民による保存や継承が困難になってきています。</p>
今後の課題・方向性	<p>文化財を適切に管理し次世代に継承していくため、市内文化財の把握に努め、文化財指定による保護を図る必要があります。また、文化財の巡視と点検を行い、毀損等への対応を含めた保存管理を行う必要があります。</p> <p>郷土芸能は、その地域における生活や風習と密着したものであり、地域の歴史と文化を伝える貴重なものです。それを担う地域の保存団体等が存続するためには、地域全体で郷土芸能や各種文化財を含めた郷土への愛着を育む必要があります。</p>
今後の主な取組	<p>【文化財の周知】 市内の文化財について、市民へ広く周知・公開するため、市報やホームページ等での紹介を行います。</p> <p>【文化財の保護及び啓発】 文化財保護審議会や郷土史会等と連携し、郷土資料の調査・研究、歴史講座の開催などを通じて、文化財の保護及び啓発を行います。</p> <p>【伝統文化の保存・継承】 郷土芸能など地域に残る伝統文化の保存・継承に取り組む団体の活動を市民へ周知するとともに、団体の活動の場を拡充します。</p>
資料等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【市指定文化財 馬場家文書】</p>  <p>「定書等控帳」</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>【ハタ保存会】</p>  <p>ハタあげ大会</p> </div> </div>
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 指定文化財の保存・活用のため、貴重な資料の指定・登録を行います。 各種保存会との連携を図り、郷土芸能団体の継続的な活動を支援します。 郷土資料の調査・整理を行うとともに、歴史講座の開催に努めます。 <p>■歴史講座数（R7）15回 → （R12）15回</p>

主要施策（１）－ ② 埋蔵文化財の適切な保存活用										
現状	<p>埋蔵文化財（城跡や古墳、遺跡など）は、国や地域の歴史及び文化を知る上で欠くことのできない国民共有の財産であり、地域における重要な資産です。これらを適切に保存し、管理・活用することで地域の文化力の向上を目指します。</p> <p>市内には200か所を超える埋蔵文化財が知られています。県内でも有数の規模や内容を持つものが多数あり、各種開発事業などにより遺跡の破壊や消滅などがないよう調査や指導を行っています。</p>									
今後の課題・方向性	<p>市内の各種開発事業に伴って、埋蔵文化財の保護を目的とした事前の確認調査を行っています。公共工事のみではなく、個人の住宅建設などの小規模な開発においても必要となります。埋蔵文化財は、文字どおり地面の下にあるためその存在や内容が不明な場合も多く、開発の内容によっては発掘調査が必要な場合も多くあります。</p> <p>近年は、農業基盤整備事業や大型施設の建設などの開発事業が増えつつあり、大規模な発掘調査が必要な場合があります。開発事業推進のスピードに発掘調査の進捗が追いつかなくなる可能性も心配されます。</p> <p>開発事業の計画をできるだけ早期に把握して、「事業の推進」と「文化財の保護」が両立できるよう調査体制を確立していきます。</p>									
今後の主な取組	<p>【発掘調査及び調査報告書】 県営基盤整備事業に伴う発掘調査及び調査報告書の作成を行います。</p> <p>【各種開発行為への対応】 施設建設など各種開発に伴う試掘調査や指導に取り組みます。</p> <p>【展示会の開催】 雲仙市歴史資料館国見展示館において、発掘出土品の展示会を年間2回程度開催します。</p> <p>【発掘調査成果の教育普及】 発掘調査成果の教育普及のため、発掘調査の現地見学会や出土品を活用した学校等への出前講座、公民館講座など社会教育活動と共同した古代技術体験などの事業に取り組みます。</p>									
資料等	<table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">【発掘調査の様子】</td> <td style="width: 33%;">【市指定文化財】</td> <td style="width: 33%;">【雲仙市歴史資料館】</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>龍王遺跡</td> <td>百花台遺跡出土品</td> <td>国見展示館</td> </tr> </table>	【発掘調査の様子】	【市指定文化財】	【雲仙市歴史資料館】				龍王遺跡	百花台遺跡出土品	国見展示館
【発掘調査の様子】	【市指定文化財】	【雲仙市歴史資料館】								
										
龍王遺跡	百花台遺跡出土品	国見展示館								
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各種開発事業に伴う発掘調査事業を実施します。 ・雲仙市歴史資料館における発掘調査成果の公開・活用を図ります。 <p>■国見展示館入館者数（R7）2,391人 → （R12）2,500人</p>									

主要施策（２）－ ① 伝統的建造物群保存地区事業の推進	
現状	<p>国の重要文化財の指定を受けている旧鍋島家住宅を中心とする雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区は、佐賀藩神代領のなごりを今日に伝え、まちなみの区割りと建造物、生垣、水路などが織りなす景観が評価され、平成17年度に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。地区内建物の修理修景事業や生垣の景観管理など、地区住民と行政が一体となったまちなみの景観づくりを行っています。</p>
今後の課題・方向性	<p>旧鍋島家住宅の一部は、増改築から90年が経過し老朽化している部分があり、文化庁の指導を受けながら修理を行う必要があります。また、まちなみの伝統的な景観を維持するため、建造物の計画的な修理修景事業を行う必要があります。</p> <p>神代小路地区の武家町としての歴史や文化を広く周知し、文化財を観光や学習の資源として活かすことで、地域外からの訪問者との交流を促進し、交流人口や関係人口の拡大を図っていく必要があります。</p> <p>神代小路地区は高齢者世帯が多く空き家問題が深刻な課題となってきました。今後の景観維持やまちづくりのためにも、地権者や関係者に対し、伝統的建造物群保存地区*制度についての啓発を継続し、地域ぐるみで保存地区の存続・継承を行う必要があります。</p>
今後の主な取組	<p>【重要文化財の保存・活用】 旧鍋島家住宅の修理について、文化庁や長崎県、雲仙市伝統的建造物群保存地区保存審議会等と相談を進め取り組みます。</p> <p>【景観維持及び空き家対策】 地元まちづくり団体等と連携し、修理修景事業による景観維持を図るとともにNPO法人*、地域づくり推進課と連携した空き家対策に努めます。</p>
資料等	<p>【神代小路重要伝統的建造物群保存地区】（選定：平成17年7月22日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区の面積：約9.8ha ・伝統的建造物：34件 <p>【国指定重要文化財】 「旧鍋島家住宅」→ 主屋、御座敷、隠居等、土蔵、長屋門 計5棟</p> <p>【鍋島邸入場者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度 5,721人 ・令和6年度 3,970人  <p style="text-align: center;">旧鍋島家住宅</p>
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・修理修景事業を推進し、伝統的まちなみ景観の整備を図ります。 ・地元自治会や地元NPO法人等と連携し、まちなみを活用した交流人口や関係人口の拡大による地域活性化に取り組みます。 ・旧鍋島家住宅の保存修理を進め、地域の核となる建物として活用を図ります。 <p>■鍋島邸入場者数（R7）6,532人 → （R12）7,000人</p>

主要施策（3）－ ① 市民団体と連携した文化芸術活動の推進	
現状	<p>本市では、市内文化会館や公立公民館を中心に、市民や市民団体による自主的な文化活動が展開されています。市文化連盟や各町文化協会と連携した市美術展覧会や市民音楽祭、各町文化祭の実施のほか、各種生涯学習講座の開催などにより、市民の文化芸術活動の支援・推進をしています。</p>
今後の課題・方向性	<p>人口減少や高齢化に伴い、各種文化団体の組織力低下から市内文化芸術活動の縮小へとつながる恐れがあることから、多くの市民が文化芸術にふれる社会づくりや活動基盤づくりが求められます。</p> <p>市民文化芸術団体や小・中学校文化団体の育成支援、文化会館自主文化事業の実施のほか、次代を担う子どもたちや文化芸術にふれる機会の少ない市民へ情報を発信し、心豊かな市民生活の実現を図る必要があります。</p>
今後の主な取組	<p>【芸術体験機会の提供】</p> <p>文化庁や自主文化事業振興会と連携した文化事業により、子どもを対象とした文化体験事業を実施し、子どもの頃から芸術文化にふれ、親しむ機会を提供します。また、市内文化会館や公立公民館に足を運ぶ機会が少ない園児や高齢者を対象としたアウトリーチ事業*を実施します。</p> <p>【文化芸術活動の推進】</p> <p>市文化連盟や各町文化協会と連携し、日頃の文化芸術活動の発表の場として市美術展覧会や市民芸術祭、各町文化祭などを実施します。</p> <p>市の歴史文化・人的資源を活かした事業を実施します。</p>
資料等	<p>【主な文化事業実績】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>市民芸術祭</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>市美術展覧会</p> </div> </div>
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> 子どもを対象とした文化芸術体験事業及びアウトリーチ事業を開催します。 市文化会館自主文化事業において、参加者の増加を図ります。 <p>■自主事業参加者数（R7）857人 → （R12）1,800人</p>

4 運動やスポーツに親しむことができる環境づくり

基本的方向性

- (1) 運動やスポーツに気軽に親しみながら、市民のつながりが広げられるよう、各種スポーツ大会や教室への参加促進を図ります。
- (2) スポーツの推進と競技力向上を図るため、各種スポーツ団体への指導・支援に努めます。
- (3) スポーツ環境の充実と利用促進を目指し、社会体育施設の適切な管理運営と民間活力を活かした施設の運営を図ります。

市民の健康・体力づくりや市民相互の豊かなコミュニケーションづくりのために、市民の誰もが、いつでも、どこでも、気軽に、運動・スポーツに親しめる環境が必要です。また、近年、軽スポーツやウォーキング活動の普及などにより、市民のニーズの多様化が進んでいます。そこで、そのニーズを的確に捉えるとともに、快適な活動の場を提供することが求められています。

本市は、合併前の旧町から引き継がれた多くの社会体育施設を管理していますが、その多くは老朽化に伴う、対応・改善が喫緊の課題となっています。

このような中、施設の適切な維持管理を図りながら、快適なスポーツ活動の場を提供することで、市民のスポーツ活動を支援するとともに、幅広い活動の場を視野に入れた運動・スポーツ活動の推進を引き続き図っていかねばなりません。

なお、運動・スポーツ活動の推進のためには、活動施設の提供などのハード面での支援ばかりではなく、活動するきっかけづくりのための教室やイベント開催などのソフト面の充実も重要となります。個々に活動しているスポーツ団体や運動グループが、より活発な活動を行えるよう、情報発信や情報交換、組織化などの支援を行い、他の団体との交流や新規のメンバーを獲得するなど、既存の団体等の活動を活性化させることも、今後の大きな推進策として進めなければなりません。

また、スポーツツーリズム^{*}を推進するため観光商工部と連携して、大会や合宿の誘致活動に取り組んでいます。今後も引き続き、スポーツ施設を地域の観光資源として活用し、「する」「観る」「支える」「知る」といった多角的な関わり方を推進しながら、競技だけではなく、観戦・支援・理解という側面からもスポーツへの関心と参加意欲を高めてまいります。

主要施策の説明資料

主要施策（１）－ ①		運動・スポーツ活動の日常化の推進
現状	<p>市内のスポーツ関連の組織・団体には、総合型地域スポーツクラブ*として発足した「がまだすスポーツクラブ」や軽スポーツを推進する「雲仙市レクリエーション協会」、「雲仙市スポーツ推進委員会」などがあり活発に活動しています。</p> <p>また、グラウンドゴルフ等の軽スポーツ活動のほか、ウォーキングなど、様々な運動を実施している個人・団体があります。</p>	
今後の課題・方向性	<p>市民のスポーツに関するニーズは、競技スポーツからウォーキング等のトレーニング、軽スポーツによるレクリエーション活動等まで多様化していることもあり、誰もが、いつでも、どこでも、気軽に運動・スポーツ活動に親しめる環境が求められています。</p>	
今後の主な取組	<p>【軽スポーツ団体の支援】 「雲仙市レクリエーション協会」及び「がまだすスポーツクラブ」の活動を指導・支援するとともに、組織の拡充・活動の充実を目指します。</p> <p>【スポーツ教室の実施】 スポーツ協会及び各種団体と連携し、市民に運動の機会の提供・紹介のための軽スポーツ等の教室を実施します。</p> <p>【ラジオ体操の推進】 いつでも・どこでも・一人でも気軽にできる「ラジオ体操」を推進し、市民の健康意識・運動意識の高揚を図ります。</p>	
資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・雲仙市レクリエーション協会加盟団体 4団体（R7年度） ・がまだすスポーツクラブ会員数 180人（R7年度） ・スポーツ教室 <ul style="list-style-type: none"> ドッジボール教室 延参加者：123人（R7年度） ヘルスアップスクール 延参加者：101人（R7年度） ・市民ラジオ体操会（市内7会場） 参加者：522人（R7年度） 	
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブの加盟団体及び会員数を増やし、市民の軽スポーツ人口の拡大のための支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ■レクリエーション協会加盟団体（R7）4団体→（R12）5団体 ■総合型地域スポーツクラブの会員数（R7）180人→（R12）200人 ・雲仙市スポーツ協会等と連携してスポーツ教室を開催し、市民及びスポーツが苦手な小学生に対し、スポーツに親しむ機会を拡大させます。 <ul style="list-style-type: none"> ■スポーツ教室の開催（R7）2教室→（R12）3教室 	

<p>主要施策（２）－ ①</p>	<p>スポーツの競技力向上とジュニアスポーツの推進</p>
<p>現 状</p>	<p>雲仙市スポーツ協会は、自主的に市民スポーツ推進のための事業に取り組んでおり、スポーツ人口の増加や協会の組織力及び会員の技術力向上に努めるとともに、市民への競技スポーツの普及・育成のみならず、各種教室を開催しています。</p> <p>小学生のスポーツクラブ活動における練習時間等のルール設定や指導者研修会を開催するなどして、小・中学生の健全なスポーツ活動が実施されるよう活動しています。</p>
<p>今 後 の 課 題 ・ 方 向 性</p>	<p>市民スポーツの推進と競技力向上のためには、雲仙市スポーツ協会の組織力や技術力を有効に活用していくことが重要だと考えています。今後も、十分な協力体制及び支援を継続していく必要があります。</p> <p>ジュニアスポーツの推進については、近年の少子化やニュースポーツの普及による競技種目数の増加により、既存クラブの構成員が減少し、運営が困難となるクラブが増加しています。また、長時間に及ぶなど過度の練習を行わないように引き続き指導者等へ理解を広げる必要があります。</p>
<p>今 後 の 主 な 取 組</p>	<p>【スポーツ協会の運営支援】 市民スポーツ大会をはじめとする市民の各種競技大会の開催、ジュニアスポーツの競技力向上や競技人口の拡大のための活動を行う雲仙市スポーツ協会の活動を支援します。</p> <p>【補助金等による経済的支援】 国、県、市等を代表して、スポーツ大会に出場する個人または団体に対し、激励費を交付します。</p> <p>【振興会等団体に対する活動・運営支援】 少年期における健康な身体づくりを目的とし、将来のスポーツ活動への意欲を育むため、適切な競技指導とクラブ運営を行う小学生クラブ活動振興会に対し、運営のための経費の一部を助成します。</p> <p>【指導者・保護者等の研修会の実施】 ジュニアスポーツの指導者・保護者等を対象に、スポーツ医・科学・栄養学等の研修会を開催し、適切な練習時間や休日の設定及び体罰、暴言等の過重な指導を防止し、将来を見据えたジュニアスポーツの推進に努めます。</p>
<p>資 料 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雲仙市スポーツ協会加盟団体 18団体（R7年度） ・雲仙市小学生クラブ活動振興会加盟団体 48団体（R7年度） ・ジュニアスポーツの練習時間及び休養日 平日練習時間：2時間、土日祝日練習時間：3時間、週当たり2日以上休養（土日いずれか休養）
<p>主 な 達 成 目 標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会と連携し市民の競技力向上と競技人口の拡大を図ります。 ■スポーツ協会加盟団体数 (R7) 18団体 → (R12) 21団体 ■小学生クラブ活動振興会加盟団体数 (R7) 48団体 → (R12) 54団体 ・ジュニアスポーツの推進については、健康な身体づくりを推進しながら、練習時間及び休養日の設定を遵守させ、過重な指導の防止を図ります。 ■少年スポーツの現状に合った講習会の開催 (R7) 1回 → (R12) 1回

主要施策（３）－ ① 社会体育施設の整備と民間活力の導入	
現状	<p>本市では、市民のスポーツ活動拠点として、体育館やグラウンドなど多くの社会体育施設を設置するとともに、学校施設を一般利用に開放しながら、適切な維持管理や改修等により、快適なスポーツ活動の場の提供に努めています。</p> <p>なお、「みずほすこやかランド」や「国見総合運動公園」では、体育施設に入浴休憩や宿泊施設を併せた複合施設となっており、スポーツ合宿等の利用にも対応可能となっています。</p> <p>また、「国見総合運動公園」と「リフレッシュセンターおばま」の２施設に指定管理者制度*を導入しています。</p>
今後の課題・方向性	<p>本市の社会体育施設は、多くの施設で老朽化が進み、維持管理等に多くの経費が必要となる中、照明設備についてもLED化が遅れています。</p> <p>定期的な施設の安全点検を行うとともに、公共施設個別施設計画*に基づき適切な改修及び施設の統廃合を検討する必要があります。</p> <p>また、現在、指定管理者制度を導入している２施設以外の社会体育施設においても、指定管理者制度等の導入を検討し、効果的な施設運営の体制を構築する必要があります。</p>
今後の主な取組	<p>【社会体育施設（設備・備品）の適正な管理運営】 社会体育施設が快適に利用できるよう、適切な維持・管理を行います。 また、施設の少ない地域では、学校体育施設の有効活用に努めます。</p> <p>【指定管理者制度等による民間活力の導入】 施設をより快適に活用でき、より高度なサービスが提供できるよう、施設の運営に民間企業のノウハウ等を導入する指定管理者制度等による施設運営を進めます。</p>
資料等	<p>【指定管理者制度の導入状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国見総合運動公園(遊学の里くくにみ) 指定管理期間(R5.4.1～R9.3.31) 指定管理者：株式会社 NSP ・リフレッシュセンターおばま 指定管理期間(R5.4.1～R9.3.31) 指定管理者：シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 九州・沖縄支店
主な達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設（設備・備品）の適正な管理運営については、定期的に安全点検を実施し、必要があれば交換、修繕等を迅速に行い利用者が快適に利用できる環境を確保します。 ■定期的な点検 (R7) 6回/年 → (R12) 6回/年 ・指定管理者制度等による民間活力の導入に向けて調査・研究を進めます。 ■指定管理者制度等施設 (R7) 2施設 → (R12) 3施設

<p>主要施策（３）－ ②</p>	<p>地域資源を活かしたスポーツツーリズムの推進</p>
<p>現状</p>	<p>現在、運動やスポーツに気軽に親しみながら、市民のつながりが広げられるよう、各種スポーツ大会や教室への参加促進を図るとともに、各種スポーツ団体への指導・支援に努めるなど、「スポーツをする」に重点をおいています。</p> <p>しかし、様々な地域資源（スポーツ競技団体・スポーツ施設・自然環境等）が活かされていない現状にあります。</p>
<p>今後の課題・方向性</p>	<p>スポーツ推進の重点において、「スポーツをする」から「観る」「支える」「知る」を広げていきます。</p> <p>スポーツ施設を地域の観光資源として、「スポーツの振興によって人が動く仕組みづくり」「スポーツの振興による地域経済の活性化」の推進を図ります。</p> <p>長崎県スポーツコミッション*や競技団体等と連携してスポーツ合宿や平日の大会の誘致活動を行います。</p>
<p>今後の主な取組</p>	<p>【平日のスポーツ大会の誘致】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日にスポーツ大会や合宿を誘致することで、「する」「観る」「支える」「知る」スポーツの推進に努めます。 スポーツ大会を誘致することで、スポーツ観戦と併せて自然環境等を「観る」スポーツの推進に努めます。 <p>【観光関係団体との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツの推進による「交流人口」や「滞在人口」の増加を図ることで、スポーツツーリストによる飲食や宿泊、物品購入等、経済効果として地元還元することで、市民が「支える」スポーツの推進に努めます。
<p>資料等</p>	<p>【スポーツツーリズム*の推進に活用できる社会体育施設等】</p> <p>国見コミュニティプラザ、吾妻農村広場、サンスポーツランドあづま、愛野運動公園、国見体育館、瑞穂体育館、吾妻体育館、愛野体育館、千々石体育館、小浜体育館、国見武道館、吾妻武道場、愛野武道場、リフレッシュセンターおばま、遊学の里くにみ、みずほすこやかランド等</p>
<p>主な達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ大会、障がい者スポーツ大会、スポーツ合宿及び平日のスポーツ大会の誘致を行いながら、観光関係団体等と連携を図り、市民が「支える」「知る」スポーツ環境を整備します。 <p>■スポーツ合宿の誘致 （R7）1団体 → （R12）2団体</p> <p>■平日のスポーツ大会の誘致（R7）1大会 → （R12）2大会</p>

第5章 計画の着実な推進に向けて

1 計画の進捗管理

雲仙市教育振興基本計画を効果的かつ着実に推進するためには、定期的に事業の進行状況や検証、見直し等の進捗管理を行う必要があります。このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、毎年度実施する「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価」により自己点検・評価を行うとともに、計画の進捗管理を行います。

2 計画の見直し

本計画は、令和8年度から令和12年度の5年間に取り組む施策等について盛り込んでいますが、計画期間中に教育や社会情勢等の変化、国の教育に関する施策の大幅な変更及び新たに生じた課題等への対応など、必要に応じて柔軟に計画内容の見直しを行います。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況に係る点検・評価に関する報告書

(令和 年度事業分)



令和 年 月
雲仙市教育委員会

用語解説

【 ア行 】

用語	説明	ページ
ICT	情報・通信に関する技術の総称。	P13 P15 P17 P18
アウトリーチ事業	公共ホールがプロのアーティストを地域の学校や福祉施設に派遣してワークショップ、ミニコンサートなどを行う普及活動。	P36
移動図書館車	図書を載せた自動車を利用して図書館を利用しにくい地域の人のために各地を巡回して図書館のサービスを提供する仕組み。雲仙市では、雲仙市図書館に配備した移動図書館車で市内を巡回し、サービスを行っている。	P25 P27
International Day in Unzen	各市立中学校配置のALT（外国語指導助手）が1つの中学校に集結し、生徒とアクティビティ（言語活動）やディスカッション（テーマについての対話）を英語のみで行う活動。全市立中学校で2年生を対象に実施。	P14
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもので、個人のみならず、個人を取り巻く環境や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。	P1
家読（うちどく）	「家庭読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味し、「家族で本を読み感想を話し合うなど読書習慣を共有することで、家族の絆づくりを図る運動。	P27
雲仙市家庭教育7か条	雲仙市社会教育委員により、子どもたちの未来を育むことを目的に、親子で学び育ちあう家庭教育を応援する社会をつくるため、7つの項目を「子どもの心にふんわり届けるほかほかことば」として提唱されたもの。	P24 P29
雲仙市学校施設長寿命化計画	市内の学校施設の多くが昭和50年前後に整備され、建替の時期を一齐に迎えていることから、予算の縮減と平準化を図るため、建物の寿命を延ばす外壁、屋上防水、水道、電気設備などの部分改修と建物の規模の適正化、複合化の検討方針をまとめた中長期的な改修計画。	P19
雲仙市子どもの心を見つめる教育週間	県内のすべての公立学校では、5月から7月または9月から11月の間のいずれかの1週間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として、心豊かな長崎っ子の育成を目指し、教育活動を公開し保護者や地域のみなさんと子どもたちとの交流を行い、県民を挙げて「地域の子どもの心を地域で育てる」取組を行っている。雲仙市では、この5月から7月の期間を「雲仙市子どもの心を見つめる教育週間」として取り組んでいる。	P14
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、X（旧Twitter）やFacebook、LINEなどインターネットを使って人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制サービス。	P13
NPO法人	民間の営利を目的とせず社会的活動を行う団体。	P35
オンライン学習	インターネットを介して時間や場所を選ばずに学習する教育形態。	P23

【 力行 】

用語	説明	ページ
外国語専科教員による指導の推進	小学校での外国語の授業を担当ではなく外国語担当の教員が行うことを積極的に進めること。	P14
学習指導要領	文部科学省が学校教育法に基づき、各学校で教育課程を編成する際の基準を定めたもの。	P13 P15 P17
学校運営協議会	学校の運営に関して協議するためにおかれた機関。構成者は、当該学校の所在する地域の住民、当該学校に在籍する児童・生徒の保護者、その他教育委員会が必要と認める者。	P20
家庭の日	毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家族の愛情と信頼に結ばれた温かい家族関係を育み、子どもたちの健やかな成長を願う日のこと。	P25 P29
カリキュラム・マネジメント	各学校が教育目標を実現するために、教育課程を計画的かつ組織的に計画・実施・評価・改善の一連のサイクルを推進していくこと。	P13 P14 P20
G I G A スクール構想	ICT教育環境の整備のため文部科学省が推奨する取組で、義務教育を受ける児童生徒のために、1人1台の学習者用パソコンと高速ネットワーク環境などを整備する計画。 G I G AとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略。(すべての子どもたちが誰一人取り残されことなく世界的で革新的な世界の入り口に立てるように取組む学校づくりの意味)	P18
協働的な学び	子ども同士や地域の人々など多様な他者と、探究的な学習や体験活動を通して協力し合い、互いを尊重しながら必要な資質や能力を育む学び。	P13 P17
グローバル情勢	経済・政治・文化・情報などが国境を越えて広がり、世界が相互に深く結びつくことで生じる、国境を越えた広範囲な事象や問題。	P12
ケース会議	不登校・学校不適応児童生徒について、学校、訪問指導員、スクールソーシャルワーカー、教育委員会が、情報を共有し、教室復帰や社会的自立に向けた手立ての検討を行う会議。	P21
ケア会議	ケース会議の出席者に加え、保護者や関係機関等が出席し、さらに多角的支援を検討する会議。	P21
公共施設個別施設計画	公共建築物の施設ごとの老朽化の状況や利用状況等を整理した上で、長寿命化や更新等の対策を実施する際の優先順位の考え方を明確にするとともに、必要な対策について講じる措置の内容や実施時期、対策費用の概算等を施設ごとに整理したもの。	P31 P40
ココロねっこ運動	長崎県子育て条例第22条に明記されている運動で、子どもと真正面から向き合わない大人の増加、青少年問題の顕在化、青少年に悪影響を及ぼす有害情報の増加、完全学校週5日制の開始により、子どもたちの心のねっこを育てるために平成13年6月に始まった。大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動。	P24 P29
個別最適な学び	児童生徒一人ひとりの学習進度や特性、興味関心に合わせて学習を調整し、学習効果を最大化する学び方。	P17 P18
コミュニティ・スクール	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6の規定により、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりできる仕組みをもつ学校。	P20

【 サ行 】

用語	説明	ページ
持続可能な社会	地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会。	P1 P12
自治公民館活動	自治会、または地域が独自に管理運営している集会施設の活動。	P29
指定管理者制度	多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年の地方自治法改正により創設されたもの。	P40
児童生徒サポートセンター	不登校児童生徒等に対して、学校と協力し訪問指導等を実施し、学校への登校や将来の社会的自立を視野に入れた直接的な支援を行う市独自の事業。	P21
就学時健康診断	小学校に就学する直前に行われる健康診断。	P23
主体的・対話的で深い学び	学習者が自ら興味をもって学習に取り組み（主体的）、他者との対話を通じて考えを深め（対話的）、知識を関連付けてより深く理解する（深い学び）学習のあり方。	P17
準要保護	生活保護を受けていないものの、経済的に困窮している世帯。	P23
白ポスト	県及び雲仙市青少年健全育成協議会等が設置する、青少年に有害とされる雑誌等の回収設備。	P29
スクールカウンセラー	いじめや不登校など様々な悩みをもつ児童生徒の心の問題に対応するため、学校に配置される臨床心理士などの資格を有する専門家。	P21
スクールサポーター	学習活動・図書活動支援並びに教育相談等を充実させ、個に応じたきめ細かな児童生徒への支援及び対応を図るため、市内全小・中学校に配置された市独自の会計年度任用職員。	P21 P22
スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生徒指導上の課題に対応するため、各市町教育委員会に配置する教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有する県が雇用する会計年度任用職員。	P21
スクリーニング	集団に対して共通の検査を行い、対象となる傾向がある児童・生徒を見つけること。	P21
スタンダード	各ケースに共通して行うべき標準的な取組。	P21
スポーツツーリズム	スポーツをしたり、観に行ったりするための旅行やそれに伴う周辺観光、スポーツを支える人々との交流など、スポーツに関わる様々な旅行。	P37 P41
生産年齢人口	生産活動の中心にいる人口層のことで、15歳以上65歳未満の人口がこれに該当する。	P3
生成AI	テキスト、画像、音声、動画など、新しいコンテンツを生成するAIのこと。大量のデータから学習し、そのパターンや構造を理解して、これまでになかったものを生み出すことができる。	P12

CEFR (セファール)	Common European Framework of Reference for Languagesの略で、言語能力を聴解・読解・口頭能力・作文の4技能で評価し、A1～C2の6段階で表す国際的な枠組み。学習・教育・試験設計の共通指標として広く使われる。CEFR「A1」は、英検「3級～準2級」相当。	P14
全国教員研修プラットフォーム	文部科学省が構築し、独立行政法人教職員支援機構(NITS)が運用する、教員が研修の申し込みから受講、履歴記録までを一元的に行えるシステム。各教育委員会や大学などが提供する研修動画や集合研修の検索・受講が可能で、受講後の履歴も自動で記録される。	P15
総合型地域スポーツクラブ	地域の人々に年齢、興味関心、技術技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、『多目録』『多世代』『多志向』のスポーツクラブ(「スポーツ基本計画」平成24年3月文部科学省策定)。	P38

【 夕行 】

用語	説明	ページ
地域コミュニティ	地域住民が生活している場所であり、労働や教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、祭などに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会や住民の集まり。	P24 P26 P29
伝統的建造物群保存地区	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの(伝統的建造物群)。また、これと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が都市計画法もしくは条例で定めた地区。	P35
統合型校務支援システムC4th	教職員の業務負担の軽減を図るため、教職員が行う校務を効率化し、併せて手続きの統一化や校内の情報の共有化を図ることを目的に導入した「C4th(シーフォース)」という名称のコンピューターシステムのこと。	P16
図書館まつり	本に親しみを与える機会を提供するためのイベント。	P27

【 ナ行 】

用語	説明	ページ
長崎県スポーツコミッション	スポーツ大会やイベント、合宿の誘致、スポーツを通じた交流促進等による地域活性化と県外からの誘客を目指す官民一体型の専門組織。	P41
NEXT GIGA (ネクスト ギガ)	文部科学省が推進する「GIGAスクール構想」の第2段階を指し、「セカンドGIGA」とも呼ばれる。一人一台端末の整備目標が達成されつつある中、端末の更新や活用、学校間・自治体間の格差是正などの課題を解決し、個別最適化された学びや協働的な学びの実現を目指す取組。	P18

【 八行 】

用語	説明	ページ
働き方改革	2019年4月に働き方改革関連法が施行。働き方改革の指針として「長時間労働の是正」「多様で柔軟な働き方の実現」「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」という3項目をテーマに厚生労働省で推進している。	P16
非構造部材	天井、照明器具、窓・ガラス、外壁(外装材)、内壁(内装材)、設備機器、テレビなどの備品類、家具等、構造体以外の部材。	P19

PDCA サイクル	Plan（目標と実施方法を決める）、Do（実行してデータを集める）、Check（結果を評価・原因を分析する）、Act（改善を取り入れて次に活かす）の4段階の過程を回し続けることで、継続的に改善する手法。	P14
一人一台端末	GIGA スクール構想により、児童・生徒一人一台端末の整備を行った、タッチパネルあるいはペン入力操作に対応した画面を持つ小型のパソコン（タブレットパソコン）のこと。	P18
フッ化物洗口	少量の水に、市販のフッ化物洗口剤を溶かしたもの（洗口液）を口に含み、1分間程度うがいを行うもの。歯・口腔の健康づくり対策として、雲仙市内の小学校では、平成27年度より全ての学校で実施している。	P14
フレックスタイム制	一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度。労働者は仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことができる。	P16
訪問指導員	不登校児童生徒等に対して、訪問指導や相談活動など直接的な支援活動を行う市独自の会計年度任用職員。	P21

【 マ行 】

用語	説明	ページ
メディア安全指導	スマートフォンやパソコンなどの普及による有害な情報環境から子どもを守るための教育・指導。	P29

【 ヤ行 】

用語	説明	ページ
要保護	経済的に就学困難であるものの内、生活保護を受けている世帯。	P23

【 ラ行 】

用語	説明	ページ
リテラシー教育	ある分野に関する知識や、それを適切に理解し、活用する能力を育成する教育。	P18
「令和の長崎スクール」事業	県教育委員会と県内全市町教育委員会とが連携し、学習指導要領や国の答申が出された背景・理論や実践上の留意事項を整理するとともに、協力校における実践等をまとめた手引書を作成・周知することにより、本県児童生徒の資質・能力の向上を図ることを目的とした県教育委員会の事業。	P17
令和の日本型学校教育	すべての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る、学校教育の目指すべき姿。	P13 P15 P17

【 ワ行 】

用語	説明	ページ
Wi-Fi（ワイファイ）	パソコンやテレビ、スマホ、タブレット、ゲーム機などのネットワーク接続に対応した機器を、無線（ワイヤレス）でLAN(Local Area Network)に接続する技術のこと。	P31

子どもの心にふんわり届ける

ぽかぽかことば

雲仙市 家庭教育

7 か条

雲仙市いっばいに
ぽかぽかことばを
広げよう♪



(雲仙市図書館キャラクター)
ラブブックン

雲仙市教育委員会生涯学習課YouTubeチャンネル▶▶▶

これまで市報掲載に寄稿いただいた、「雲仙市家庭教育7か条
ぽかぽかフォトスナップ」のアーカイブのほか、様々な動画が
ご覧いただけます。チャンネル登録をお願いします。



第1条 命の尊さ

「あなたは
私の宝物」
世界に一つだけ
私の命 あなたの命



命はひとつです。
命を大切にすることを育てましょう。

第2条 個性、いいところ

「いいね!
すごいね!」
ほめて伸ばそう いいところ



たくさんほめて、子どもたちの
個性、笑顔をもっと輝かせましょう。

第3条 家族の信頼・絆

「大好きだよ」
「ありがとう」
たくさん 伝えよう
心に届く 大切なことば



愛されていると感じることで、心が
安定します。子どもの「あのね」に耳
を傾けましょう。

第4条 読書・体験

「おもしろいね!
楽しいね!」
家読^{うちよみ}で育む 豊かな心
体験で学ぶ 生きる知恵



本を通じた親子のふれあいが豊かな
心を育みます。多くの体験から気づき、
学びを深めましょう。

第5条 あいさつ、生活習慣

「おはよう」
「おやすみ」
「一緒に食べよう」
笑顔のあいさつ 楽しい食事



あいさつは人と人をつなげます。
早寝、早起き、朝ごはん、生活の
リズムをつくりましょう。

第6条 地域で子育て

「いってらっしゃい」
「気をつけて」
地域で子育て ひと声かけて



子どもは郷土の宝です。
地域とのつながりを大切にし、地域
全体で子どもたちを育てましょう。

第7条 メディアとの付き合い方

「パソコン・スマホ
大丈夫?」
親子で話そう
メディアのルール



雲仙市統一ルールと家族で決めた
ルールを守り、子どもをメディア社会
の危険から守りましょう。

■提唱：雲仙市社会教育委員

雲仙市教育委員会、雲仙市校長会、雲仙市PTA連合会、雲仙市保育会、雲仙市青少年・子ども育成会議、
雲仙市クラブ活動振興会、雲仙市自治会長連合会、雲仙市民生委員児童委員協議会、雲仙市婦人会連絡協議会、
雲仙市自治公民館連絡協議会、雲仙市老人クラブ連合会

雲仙市教育振興基本計画検討委員会委員

	氏名	所属	備考
1	益田善之	雲仙市文化財保護審議会	会長 文化財関係者
2	土井信	雲仙市校長会（国見中学校）	副会長 中学校関係者
3	福島真砂	雲仙市文化会館自主文化事業振興会	文化団体関係者
4	桑田博文	雲仙市社会教育委員	社会教育関係者
5	三浦幸菜	雲仙市PTA連合会（母親委員会）	保護者代表
6	町田雄輝	雲仙市スポーツ推進委員	スポーツ関係者
7	草野あき子	雲仙市スポーツ推進委員	スポーツ関係者
8	森田剛浩	雲仙市校長会（南串第二小学校）	小学校関係者